

令和4年第1回定例会議案審査特別委員会会議録

令和4年3月10日 午後 1時28分 開 会

出席委員

| | |
|------|------|
| 委員長 | 櫻井繁行 |
| 副委員長 | 櫻井健一 |
| 委員 | 矢口龍人 |
| 委員 | 中根光男 |
| 委員 | 佐藤文雄 |
| 委員 | 加固豊治 |
| 委員 | 古橋智樹 |
| 委員 | 田谷文子 |
| 委員 | 来栖丈治 |
| 委員 | 設楽健夫 |
| 委員 | 宮嶋謙博 |
| 委員 | 小倉博 |

欠席委員

| | |
|----|------|
| 委員 | 鈴木良道 |
| 委員 | 川村成二 |
| 委員 | 久松公生 |

出席説明者

| | |
|--------|------|
| 市長 | 坪井透 |
| 副市長 | 横瀬典生 |
| 消防長 | 片岡修 |
| 市民部長 | 山内美則 |
| 市民協働課長 | 中泉栄一 |
| 環境保全課長 | 廣原正則 |
| 国保年金課長 | 豊崎良憲 |
| 市民課長 | 関克明 |
| 消防総務課長 | 島田繁 |

出席書記名

| | |
|-----------|-------|
| 健康づくり増進課 | 高瀬麻奈美 |
| 地域未来投資推進課 | 佐々木望 |
| 議会事務局 | 柏崎博子 |

議 事 日 程

令和4年3月10日（木曜日）午後 1時28分 開 会

1. 市長挨拶

2. 議案等の審査

- (1) 議案第 6号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第 9号 令和3年度かすみがうら市一般会計補正予算（第11号）
- (3) 議案第10号 令和3年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- (4) 議案第11号 令和3年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- (5) 議案第13号 令和4年度かすみがうら市一般会計予算
- (6) 議案第14号 令和4年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- (7) 議案第15号 令和4年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算

3. 閉 会

開 会 午後 1時28分

○櫻井繁行委員長

こんにちは。

ただいま出席委員は12名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから令和4年第1回定例会議案審査特別委員会を開きます。

それでは、書記を追加して指名いたします。健康づくり増進課 高瀬麻奈美君、地域未来投資推進課 佐々木望君、以上2名を追加して指名いたします。

本日の日程は、審査予定表のとおりでございます。

また、議案審査関係資料につきましては、お手元のタブレット端末でご覧になれますので、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

本日、市長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をいただきたいと思っております。

○市長（坪井 透君）

議員の皆様には、令和4年第1回定例会議案審査特別委員会を開会いただきまして、誠にありがとうございます。

昨日、本会議から付託をされました案件につきまして、慎重にご審査いただきまして可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

○櫻井繁行委員長

ありがとうございました。

ここで、執行部に申し上げます。

予算を除く議案等の概要説明は省略の上、議案審査の順序につきましては、審査予定表に基づき審査することといたします。

説明者を直接指名いたしますので、議案集及び議案概要書並びに予算書等は、説明ページ番号を言ってから説明されるようお願い申し上げます。

また、新年度予算の説明につきましては、前年度と比較して大きく増減している事項または特に説明しておきたい事項について説明されますようお願い申し上げます。

なお、能率的かつ効率的な委員会運営を図るため、説明は単に数字を言うだけでなく、簡潔な説明並びに簡潔な答弁をお願い申し上げます。

それでは、審査予定表に基づき、本委員会に付託されました議案等の審査に入ります。

初めに、議案第6号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

市民部国保年金課から、特に補足説明等はありませんか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

私からは、議案第6号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案概要書は18ページをご覧ください。

この件につきましては、全員協議会で説明させていただきました。特に補足説明をすることはございません。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

説明しないというのが皆さん、それで、全協で分かったかどうか分からないんですが、これまで4方式、これ分かりますか、4方式。それを2方式にするということですよ。なぜ4方式から2方式にするんですか。その必要性はあるんですか。絶対にやらなければいけないということではないと思いますよ。なぜ4方式から2方式にやるんですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

まず、市の課題としては、平成23年度以降、税制改正を行っていないことが挙げられ、この間、社会背景や経済状況等、実際の課税額との乖離が起こっております。また、今後、国は、都道府県に対して保険税の水準の統一を進める方向であることから、今回この布石として、茨城県が算定方式を統一するという方向性を示しております。

そう遠くない将来、現在、大阪府なども進めておりますけれども、都道府県単位で税率を統一する方向で調整する可能性は十分に考えられます。現段階である程度調整をしておかなかった場合、将来、大きな動きに対応できなくなり、さらに被保険者に負担を負わせてしまう可能性があると考えております。

○佐藤文雄委員

全然2方式にする理由が分かりません。全国知事会は、均等割をなくして、均等割だよ、均等割をなくして協会けんぽ並みの保険料にしてほしいと。それには1兆円の財源を国に要請しているんだよね。だから、そういう意味では、この所得と均等割ということも言われていますが、これまでのこの保険料は、一番問題は、この国民健康保険税があまりにも高いからなんです。これをいかに低くするかなんです。国の要請だとか、県の要請ではないんですよ。

これ国民健康保険というのは、これはちゃんとうたわれている中身は、きちんと国民健康保険の理念というのがあるわけですよ。その理念に沿ってやる社会保険だということなんです。だから、私、がっかりしたんですよ。今回の算定結果があるでしょう。これこのままだと、保険料上がるじゃないですか。全部これシミュレーションしたんですか。そこが、これじゃ分かりません。これ3ページですか、三角の黒がこれはマイナスになるという意味ですね。どうですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

タブレット端末の資料をご覧ください。

先ほど佐藤議員がおっしゃった表はこちらかと思いますが、比較の欄、各表の一番右になります。比較のところになります。そちらが三角になるところが現行の税率で計算したよりも安くなるところでご

ざいます。

○佐藤文雄委員

今回4方向から2方式にするんだけど、実際に均等割と、いや、所得割か、所得割と均等割の2方式にするというんだよね。これまでもいわゆる応能負担、それから応益負担、これは2つずつありましたよね。4方式でもね。所得と資産、これが応能、応益が平等割と均等割と。その均等割というのが子ども1人当たり、もう赤ちゃんからお年寄りまで、おぎゃあと生まれたら、人頭税のようにかかってくるという中身だったでしょう。これを2つに分けるんだけど、これまでの均等割と所得割の比率、前回の、今現在やっている比率と今度の比率はどういうふうになりますか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

改正前の比率なのですが、国民健康保険の課税には、医療分、後期分、介護分とございます。医療分だけで申しますと、45対55です。応益分が45、応能分が55になります。新しい税率改正後の形ですが、応益分が47、応能分が53になります。

こちらにつきましては、今回全員協議会で説明させていただいた資料を用意してございます。タブレット端末をご覧ください。

試算、算定方式変更に伴うシミュレーションの条件ということで3に書かせていただきました。今回、なるべく応能、応益の割合を5対5に近づけようとしております。こちらの③に書いてある内容なのですが、低所得者や所得がある方への隔たりが課題とならないよう配慮するという形で、5対5の割合に近づけた形になっております。

○佐藤文雄委員

応益が43、応能が57ですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

新しい税率で申しますと、応益の割合が47です。応能の割合が53です。

○佐藤文雄委員

53と47ね。応益が47、応能が53ですか。前は応益が45、55ですか。応益が45、応能のほうが高くなったということですか。5対5を目指すというふうに言っていますが、そういう意味では、応能のほうが53ですから、応能のほうが大きいということで理解してよろしいですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

おっしゃるとおりです。

○佐藤文雄委員

一番問題なのは、国保に加入している人の中身なんですよ。中身というか、所得階層も含めて、今、当市では、どのような構成になっていますか。農林水産、その他自営業、被用者保険または無職という、それどういうふうな割合になっていますか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

この算定にあっては、産業状況については確認しておりません。

○佐藤文雄委員

私が言っているのは、実態はどうなっているかということなんですよ。つまり圧倒的に無職が多いんですよ。つまり年金者が多いんです。もう農林水産の方は少なくなっている。自営業も少なくなっている。所得階層についても、所得が少ない人が非常に多いんですよ。そういう意味では、5対5に近づけるというのは、逆な意味で応益を増やすということだから、これはまずいと思います。

それで、中身を分からないようですので、よくホームページに出していますよね、試算のやり方。こ

れ聞きたいんですが、対象所得がいわゆる年収について、年収から実際の課税を引いて所得がありますよね。所得が200万円で3人家族、ホームページにありますよね。固定資産を10万円と仮定して、子どもが1人、旦那が42歳だから、介護保険は取られますよね。40歳以上になったら介護保険取られるから、これはどういうふうな計算になりますか。今現在と改定後。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 1時46分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時46分]

○国保年金課長（豊崎良憲君）

先ほど42歳の夫婦、固定資産税が10万円、子どもが1人という世帯構成で試算は、今現在、手元にございませので、後日答弁させていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○佐藤文雄委員

今、ホームページでアップしているのは、ここに来て話していましたが、あまり例のない家族構成だといってびっくりしたんですが、あと、その前には、4人家族の例があったんですよ。ホームページね。その前は、いわゆる所得課税から33万円を基礎控除、これは43万円になったよね。これ43万円の前の33万円の基礎控除だったんですよ。そのときは300万円の所得で家族構成が4人、奥さんは38歳だから、旦那だけ介護保険、こういう例も出しているんですよ。だったら、それがどういうふうになるかというぐらひは試算するべきなんじゃないですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

ホームページで掲載している家族構成は、分かりやすい一般的な標準家庭を掲載しております。先ほど42歳夫婦で子ども1人という世帯構成でいいますと、かすみがうら市では、6,076世帯中27世帯でございます。かなり少ない世帯なので、今回、私のほうで試算させていただいたのは、最も多い65歳以上の1人世帯、1,882世帯、あと2人世帯、高齢者の2人世帯、1,006世帯でございます。こちらの割合が最も高い割合なので、そちらについて説明させていただきますと。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 1時52分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時52分]

○国保年金課長（豊崎良憲君）

1人世帯、高齢者の独り暮らしの世帯で申しますと、現行の税率で申し上げますと、5割軽減で5万1700円、改正後の案で計算しますと4万100円、マイナス1万1600円になります。2人世帯で申しますと、現行の税率では18万600円、新しい今の改正案で申しますと17万1000円で、マイナス9,600円になります。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 1時53分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時54分]

○国保年金課長（豊崎良憲君）

ケース別に試算してもいろいろなパターンがございますので、なかなか説明することが難しいので、全体的な話をさせていただきます。

今回2方式化により、固定資産税、平等割の減額分を所得割と均等割で確保する必要があります。世帯構成及び所得により大きく変動する世帯はございます。均等割だけで見ますと、1人世帯の場合には減額になりますが、子どもの数にもよりますけれども、2人世帯以上で増額傾向になります。ただし、固定資産税や平等割が廃止になりますので、例えば固定資産税がある場合は、相殺されて減額に転じる世帯も想定されます。大きな割合で申しますと、子どもの軽減を反映させて試算したところ、約3分の1が増額に転じて、3分の2が減額になります。半分以上が、増減の額で申しますと1万円を下回る金額になります。

○佐藤文雄委員

今回の均等割にした場合に、3分の1の方が増税になる。それが大体1万円ぐらいですか。今、言いましたよね。あと3分の2の人は減額になるよという話をしたんじゃないかなと思うんですが、そういうのも逆にこういうところではっきりと示すべきじゃないですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

今回の増減額に関しましては、全体的な金額で資料の中でも表現させていただきました。増額になる世帯というのは避けられないという表現をさせていただいたのですが、そちらにつきましても、急激な増額はやはり避けるべきだという考えもありまして、今回、激変緩和として税率を落として、国保税総額につきましても、3200万円程度、現状の金額より減らした形になっております。

○古橋智樹委員

資料のどこにあるか説明いただきたいんですが、今回の2方式になることによって、被保険者の何パーセントの方が上がる、何パーセントの方が下がるというのは書類のどこに書いてあるんですか。何ページですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

具体的な数字については、こちらには明記されておりません。

○古橋智樹委員

すみません、佐藤議員の質問、よく聞けなかったんで、もう一回、何パーセントの方が上がって、何パーセントの方が下がって、変わらない方が何パーセントということで。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 1時59分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時01分]

それでは、答弁を求めます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

減る世帯が68.4%、増える世帯が31%、変わらない世帯は、ほぼゼロに近いんですが、35世帯ございます。

○古橋智樹委員

上がる方は、最大お幾ら年額上がって、下がる方は、最大幾ら下がるというのは分かりますかね。分からなかったら、採決の予定もあるんでしょうけれども、後で最終日までにはいただけると。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

あくまでも今年度の課税情報、課税基礎額で算定したものになりますので、毎年そのような数字が出るかどうかの保証はないのですが、あくまでも本年度だけでよろしいでしょうか。

あと、先ほどの話ですが、参考までに、10万円を下回る方が、減額される方、10万円を上回る減額の

方は41件、10万円を超える影響額のある方はゼロ件です。影響額でいうと、最大で9万7000円程度だったかなと記憶はしているんですが、今、上がる人で、はっきり申し上げることはできません。

○古橋智樹委員

後で、もうちょっとシミュレーション出た、まとまった数字があったら後ほど教えてください。

あと、激変緩和策のことでお尋ねしたいんですが、それは県内の全市町村同じように補填するような激変緩和策をほとんどされますかね。2方式で既にやっているところもありますけれども、4方式を2方式にする市町村は、どこも激変緩和策、財源確保するのにいわゆる補填で取るということがあるか。もう一つは、税率を一気に変えるんじゃなくて、段階的に、年ごとに少しずつ変えて最終的に2方式にするとか、そういう激変緩和策があるのかなと思っていたんですけれども、ほかの取組、お分かりでしたら。あと、うちの市の激変緩和策は、今現在としては、何年間やっていくのか。そういう見通し、お答えいただきたいんですが。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

激変緩和策ですが、国とか県で行っている今回2方式に伴う特定財源はございません。あくまでも市単独で行う激変緩和になります。今回の県の方式変更で、市町村それぞれいろいろなやり方で取り組んでいると思います。それぞれの団体で年齢構造や産業構造、あと医療機会のほか、地理的条件とか財政状況とか様々でございます。提示させていただいた改正案については、現在の状況及び将来的な課題も踏まえてシミュレーションを重ね、現状、適切な税率に近づけているものと考えております。

かすみがうら市の激変緩和ですが、現状、財源は給付費に対して不足している状況です。将来的に、国で行っている制度改正に伴う激変緩和、こちらは令和5年度に終了し、令和6年度にはゼロになる予定になっています。あと、精算金、県の令和2年度における精算金、この後、予算の絡みで説明する話にはなりますが、そちらのほうで4500万円ほどあります。そちらの影響を踏まえた場合、将来的には、今回の激変緩和を見込んで8000万円ほどの財源不足に陥る可能性はございますので、そちらに間に合うよう、基金も限りはございますので、改めて税率改正の提案をさせていただきたいと思っています。

○古橋智樹委員

国・県のほうで、税率を激変緩和策として5年間かけて2方式にするとか、そういう提案はなかったということですか。それとも、茨城県に限らず全国的に見て、税率を2方式、既にやっているところはいいですけども、4方式、複数あるところを2つにするところで税率でやっているところは、全然ないんですかね。

うちだって合併するとき、霞ヶ浦町と千代田町で激変緩和策で税率、5年ぐらひかけて合わせましたよね。だから、今はもう財源の心配しなきゃならないですよ。補填として激変緩和策でしょう。だから、受益者負担ということを考えれば、被保険者の皆さんにも、そういう税率で努めていただくというのも必要かなと思ったものですから、全国的にもそういう税率で激変緩和策をやるところは、課長のいろいろ聞いている中では、聞いていないですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

今、国が行っている激変緩和策は、平成30年度における制度改正、都道府県化における制度改正に伴う激変緩和策になります。そちらについては、令和5年度に終了し、令和6年度になくなる予定になっております。今回当市が行っている激変緩和は、今回県が行う2方式化に伴う課題をなるべく解消しようというものになりますので、ご理解いただきたいと思っております。

あくまでも2方式というのは、茨城県が行う算定方式になります。国民健康保険事業費納付金の算定に伴う標準保険税率、そちらのほうは、ただいま茨城県は2方式を取り入れております。そちらのほう

の数字に合わせて、明瞭で分かりやすい税率体系に県内統一しようということで、茨城県が県内の算定方式の統一というところで望んでいるところです。

○設楽健夫委員

国保の委員会の中でも、具体的なシミュレーションがないと分からないということで、大変だったんでしょうけれども、出していただいたのがこの3ページ目のところの世帯ケース別試算ですよ。これは笠間市でもこういう形でやっていたということで、参考例でお願いしたんですが、その後、文教厚生委員会でも、この資料で説明された。

その折、県のほうに具体的な割合含めて申請をしているという話も聞いているんですけども、これこの表を見ると、手を打たなければならないという意味では、②の40代単身世帯、固定資産なし、所得が150万円から250万円の人は上がっていますよね。あと、65歳以上2人世帯で、年金収入のみ2人世帯、これは軒並み上がっているんです。あと、上がっているのは50代夫婦で、18歳未満の2人世帯の固定資産なしという方、給与所得が100万円から250万円まで、これも軒並み上がっているんですね。

質問なんですけれども、対策が必要だというふうなことで質問しますけれども、この40代単身世帯の給与所得150万円から250万円の、これの世帯数、あと65歳以上夫婦で年金収入のみの大変な方、これが何世帯、50歳代夫婦の2人の、18歳未満2人世帯が100万円から250万円の方が、これ増えているんですよ。これ見るとね。これは何世帯。何らかのやっぱり対策を講じていく必要があるというふうに思うんですけども、特に65歳以上夫婦とか子育て世帯に対して、何かしわ寄せがここではっきりしてきてしまったような気がしているんですよ。あれから私も、いろいろなところの資料を見て調べているんですけども、これはやはり手を打つ必要があるんじゃないかなというふうに思うんですけども、世帯数と今後の対策ね。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時15分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時16分]

○国保年金課長（豊崎良憲君）

先ほど設楽委員のおっしゃった内容につきましてですが、こちらのお示しした表のそれぞれの世帯に類似した世帯数につきましては、今、手持ちではございませんので、こちらの表に世帯数を書かせていただいた上で提出させていただきたいと思っています。

あと、もう1点ですが、こちら2方式を導入するに当たって、全ての世帯を減額するということは、かすみがうら市の現税率で申しますと、かなり難しい話になります。固定資産税、平等割を廃止しているわけですので、そちらの補填として、どうしても所得割や均等割を増やしておかないと、一定の財源を確保することができません。今、1人当たりの医療費が伸びている傾向にありますので、将来的にも財源不足に陥る可能性がありますので、国保税の財源を落とす、総額を落とすという判断は、かなり難しい判断かと思えます。

○設楽健夫委員

この表の世帯数、今の話ですと、全部足して100%にはならない表なんだという話なんですけれども、どういう表なのか分かりませんが、私は100%になるというふうに今の今まで思っていましたけれども、世帯数、3つの世帯数と、あと、その世帯に対する緩和策に総額幾らぐらいのお金が必要なのかだけお願いします。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

資料のほうを調整いたしまして、後日提出させていただきます。

○佐藤文雄委員

最初に古橋委員が言った補填、国や制度のいわゆる都道府県化のためにやったのが令和5年で終わるということなんじゃないかなと思うんですね。つまり、本来であれば1兆円ぐらいやればいいのに、3500億円ぐらいいかな、そういうので都道府県化にシフトしてきたんだよね。それが現状だと思うんですね。

私は、この前も子どもの均等割をなくすべきだというふうに言っていましたけれども、今回は、この制度の中で18歳未満の子どもたちは半額になるということの理解でよろしいですね、まず。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

改正案に示した均等割の半額になります。

○佐藤文雄委員

だから、18歳未満の子どもたちは半額になるということですね。確認します。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

はい、そのとおりでございます。

○佐藤文雄委員

これにかかる、半額にかかる金額は幾らですか。国からは、未就学児については半額になりますよね。これが市で18歳まで半額にするとすると、独自の財源を使うことになる。これ私、前回の質問を、一般質問だったかな、やりましたよね。幾らですか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時21分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時30分]

○国保年金課長（豊崎良憲君）

今回の18歳以下の均等割軽減をするに必要な額は、総額で1268万1000円になります。

○佐藤文雄委員

質問は、独自の予算が幾らなのかと言ったんだよ。就学未満児は国から出るわけでしょう。その分が幾らで、独自予算が幾らかということですよ。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時32分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時39分]

次に、議案第9号 令和3年度かすみがうら市一般会計補正予算（第11号）のうち、市民部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

ここで委員各位に申し上げます。

本案件につきましては、本特別委員会の最終日に審査予定の市長公室政策経営課の質疑が終わった後に討論並びに採決をいたしますので、お願いいたします。

それでは、市民部市民協働課から、特に補足説明等はございませんか。

○市民協働課長（中泉栄一君）

それでは、議案第9号につきまして、市民協働課所管の補正予算について説明をさせていただきたいと思っております。

議案概要書28ページの一番下をご覧ください。

7の交通安全対策事業のところで光熱水費274万円を減額補正させていただきます。ここでは市内全域に係るLED防犯灯電気料を支払っておりますが、予算額から支払済額と支払見込額を差し引いた額を減額ということでございます。

次のページにいきまして、29ページの一番上になります。

8の交通安全対策事業（政策）のところで、169万2000円減額補正させていただきます。

その内訳でございますが、まず1つが神立停車場線の歩道の照明施設設置設計業務委託で143万3000円減額、これは契約差金によるものでございます。もう一つが防犯灯LED化業務委託で25万9000円減額、これは平成27年度に実施をいたしました市内防犯灯のLED化工事と、その後、10年間の管理を民間企業に委託しているもので、市は、リース料のような形で毎年1397万円を定額払いしております。今回は、消費税の変更を踏まえて消費税増額分を含めて予算計上をしておりましたが、実際には変更にならなかったため、消費税の増額分が不要になったものでございます。

その下、9の地域安全対策事業（政策）のところで78万4000円減額補正させていただきます。

その内訳ですが、1つが防犯カメラ設置工事で43万4000円の減額、これも契約差金によるものでございます。もう一つが空き家情報登録奨励金35万円減額、これは空き家空き地等バンク登録件数を増やすため、バンク登録者に奨励金5万円を交付する令和2年度から始めた制度でございます。今年度は、この奨励金の対象外の空き地の新規登録につきましては8件と大変盛況でございましたが、奨励金対象の空き家の新規登録件数は、1月末の段階でゼロ件でございました。その時点で、バンクに登録できるかどうか専門家を交えて協議する空き家等無料相談会にかける案件が3件ございましたので、その3件分を残して減額させていただいたものでございます。

その下が10の自治振興事業のところで保険料46万2000円を減額補正させていただきます。行政区のコミュニティ活動活性化のため、令和2年度から導入した行政区等活動賠償責任保険の契約差金によるものでございます。

その下、11、自治振興事業（政策）のところで、2つの補助金の不用額430万円を減額補正させていただきます。

その内訳ですが、1つは、地域集会施設整備費補助金385万円の減額、これは2つの行政区からの要望により、2件合わせて583万5000円を予算計上しておりましたが、そのうち1つの行政区から事業を取りやめにしたという申出があったことによるものでございます。もう一つは、行政区等コミュニティ活動補助金45万円を減額、これは行政区内の交流や親睦などを目的に取り組むソフト事業に対しての補助金11件分、55万円を予算計上しておりましたが、新型コロナウイルスの影響もございまして、1月末の時点で事業実施がゼロ件であったため、1月末の段階で残り2か月分、月1件相当、2件分10万円を残して減額させていただくものでございます。

その下の12、移住定住・結婚支援事業（政策）のところで、3件で合計いたしまして1394万7000円の減額補正をさせていただきます。

その内訳ですが、1つ目は、わくわく茨城支援金100万円を減額、これは東京圏から茨城県への移住者を対象にした茨城県の支援制度でございまして、本市は、個人で移住の方1件分、60万円、家族で移住する方1件分、100万円の計160万円が割り振られておりました。個人移住分60万円につきましては、下稲吉に住宅を取得し、テレワーク勤務をする方に8月に交付させていただきましたが、世帯移住分の100万円はゼロ件であったため、12月時点での執行状況によって、県内市町村の予算配分の見直しによる内示額の調整により減額させていただくものでございます。

2つ目の移住促進住宅取得支援補助金で1279万円を減額、これは名称のとおり、本市に住宅を取得して移住する方を支援する制度でございます。今年度の補助金の実績額のほとんどが年度後半になってからのものであるため、それを踏まえて、1月末時点での見込額と実績額を加えた額を残して減額をさせていただきます。

3つ目には、議案概要書のほうには明記されておりませんが、見守り記念品代15万7000円を減額させていただきます。

議案集は61ページに出ております。

これは婚活サポートセンターの事業を通して成立したカップルの動向を追跡するため、交際3か月、半年などの記念日にセンターに報告に来てくれたカップルに記念品を差し上げるものですが、新型コロナウイルスの影響により、カップル成立後、思うようにデートができず交際が継続しないケースが多かったこと。また、カップリングパーティが今年度も1回も開催できなかったことなどの理由により、1月末時点での支出額と見込額を残して減額させていただくものでございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、市民協働課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

地域集会2か所から1か所となりましたけれども、1か所はどちらですか。

○市民協働課長（中泉栄一君）

2つの行政区、馬場と下稲吉から出ておりまして、下稲吉行政区から事業を取りやめにしたいというような申し入れがございました。

○佐藤文雄委員

集会室ですか。金額的に385万円なんだけれども、下稲吉はどういう施設を造るということだったんですか。

○市民協働課長（中泉栄一君）

これ新設もできるんですけれども、修繕もできますので、既存の施設の修繕ということで、下稲吉行政区のほうではトイレ、調理場、入り口階段、床及び廊下、外壁の改修ということで要望をいただいております。中止の理由といたしましては、改修工事委員会を設置して検討を重ねてきましたが、建物が50年を経過しておりまして、軒天の腐りとか屋根からの雨漏りなども心配で、耐震上も基礎の傾きを鑑みて数年先を考えて、建て替え工事も視野に入れるということで、今回取りやめにしますというふうなお話がありました。

○佐藤文雄委員

それから、移住促進住宅取得、これ施政方針でも聞きましたけれども、ちょっと目標がどのくらいで結果的に実績が幾らなのか。これ分かれば教えてください。

○市民協働課長（中泉栄一君）

今年度、新規事業ということで、ちょっと目標を立てたのが少し高過ぎたのかもしれないんですけれども、もともと目標では、新築26軒、中古が6軒ということで見ておりましたが、今の段階というよりは3月8日時点で新築が13軒、中古住宅が3軒ということで、合わせて16軒、現在47人の方が移住をしていただいて、交付額が880万円ということでございます。ただ、年度末になってというより、年度の後半になってから大分そういう申請が増えてまいりましたので、また、今後の段階でもまだ若干増える可能性はあるかなというふうに見込んでおります。

○佐藤文雄委員

結構、効果が出ているような気がします。14町村で移住が増えたというふうに言っていましたよね、新聞報道で。これが47人移住されたということですから、主にどこからの移住か分かれば教えていただけますか。

○市民協働課長（中泉栄一君）

16軒の内訳でございますが、土浦市から8軒、石岡市から3軒、行方市から1軒、笠間市から1軒、小美玉市から1軒、そして東京都と埼玉県からも1軒ずつということでございます。

○櫻井繁行委員長

そのほかよろしいですか。

○設楽健夫委員

今と同じところのこのわくわく茨城移住支援金というふうな話の中で、テレワーク関係の話がちょっとありましたよね。これ少し詳しく教えていただけますか。

○市民協働課長（中泉栄一君）

男性で、年齢が41歳の方でございます。

ちなみに引っ越して来た方の平均年齢38.4歳ということなので、若い方が条件もそういう条件にしておりますので、20歳から55歳までということにしていますので、おのずから若い方にはなるかと思いません。世帯主の方です。すみません。47人というのはお子様とか奥様とかも入っていてという形です。

○櫻井繁行委員長

そのほかいかがですか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて、市民部環境保全課から特に補足説明等はございませんか。

○環境保全課長（廣原正則君）

それでは、環境保全課所管の補正予算概要について説明をさせていただきます。

歳出について説明をいたします。

議案概要書32ページをご覧ください。

ナンバー34、浄化槽設置整備事業（政策）については1814万円の減額としております。当初計上予算よりも補助申請件数がなかったことにより減額するものでございます。

これに伴いまして歳入につきましても、衛生費国庫補助金の循環型社会形成推進交付金、また県の補助金としても浄化槽設置整備事業費補助金、霞ヶ浦水質浄化対策基金繰入金についても減額をいたします。

同じページのナンバー37、環境美化事業（政策）でございます。

市内一斉清掃収集業務委託について135万2000円の減額としております。新型コロナウイルス感染症の流行によりまして、市内の一斉清掃実施を見送ったために減額するものでございます。

同じページ、ナンバー38、公害防止対策事業（政策）は70万円の減額としておりまして、河川水質等調査業務委託並びに自動車騒音常時監視調査業務委託の契約差金となります。

同じページのナンバー39、一般廃棄物処理事業（政策）1632万円の減額としております。霞台厚生施設組合に係る負担金の減額となります。内容としましては、前年度繰越金の精算並びに霞台クリーンセンターで発電する売電量が計上した予算額よりも増えたことなどにより負担金を減額するものでござ

います。

○企画監（宮本 明君）

続けて、新治地方広域事務組合解散事務事業補正予算概要についてご説明いたします。

歳出について、議案概要書32ページのナンバー40をお願いいたします。

新治地方広域事務組合解散事務事業令和3年度精算分については、令和3年3月末に解散いたしました新治地方広域事務組合から引き継いだ事務事業で、4月以降の精算を行うため市が計上した令和3年度予算となります。こちらは386万5000円の減額といたしました。当初予算よりも光熱水費等の支出が少なかったことにより減額するものです。

次に、議案概要書33ページ、ナンバー41、新治地方広域事務組合解散事務事業令和2年度繰越し分については、3月末までの事務事業の精算を行うため、市が計上した令和3年度予算となります。こちらは1624万5000円の増額としています。各事業の支出が少なかったことによる減額のほか、旧新治地方広域事務組合決算剰余金を構成市へ返還するため増額となりました。

同じページのナンバー42、旧新治地方広域事務組合解散事務事業（政策）については1億4329万5000円の減額としております。旧新治地方広域事務組合施設解体管理業務委託料並びにごみ焼却施設等解体工事の契約差金となります。また、その歳入については、循環型社会形成交付金を計上しております。当初予算では、記載のみでの財源としておりましたが、国の制度の見直しにより、交付金制度を活用できることになったことにより補正をするものです。

次に、補足説明資料をご説明いたします。

初めに、資料1をお願いいたします。

旧新治地方広域事務組合施設等の解体に係る令和3年度及び令和4年度の財源内訳についてご説明いたします。

歳入でございますが、循環型社会形成交付金公共施設等適正管理推進事業債と構成市負担金を歳入といたしまして、解体事業を行っているところです。

なお、循環型社会形成交付金の補助率は3分の1となっております。この交付金につきましては、今回補正をさせていただいております。

次に、歳出は解体工事費並びに人件費、事務費を事業費としております。解体工事費等につきましては、施設の解体2本及び特定廃棄物を保管する保管施設及び管理業務であり、令和3年度及び令和4年度で実施いたします。

なお、令和3年度人件費、事務費並びに令和4年度事業費につきましては、予算であることから令和4年度以降に精算をすることとなります。

次の2ページをお願いいたします。

旧新治地方広域事務組合施設等解体に係る構成市負担金について、令和3年度、令和4年度に分けて算出しております。

まず、令和3年度負担金の表から説明いたします。

左の列については、旧新治地方広域事務組合施設解体事業に伴う負担金として、衛生費及び民生費がございます。衛生費につきましては、旧組合が所有しておりました車両と建設機械を公売にて売却し、約685万円の売却益となり、これらを負担割合により、返戻金としてマイナスした金額が衛生費の左の欄となり、合計で7748万3080円となっております。

老人センターなどを解体する民生費については776万14円であり、これも負担割合により計算した構成市の額となります。

また、次の欄の汚染負荷量賦課金につきましては、環境再生保全機構が行っているごみ焼却量に係る公害健康被害補償制度であり68万9000円となっております。

これらを合計すると、8593万2094円で、千円単位未満は本市の負担として構成市へ請求をいたします。

次に、令和4年度についても、衛生費と民生費を負担割合により算出しており、これに令和3年度に借りました除却債の利子分並びに汚染負荷量賦課金を加算し請求額といたします。

次の資料2でございますが、まず、新治地方広域事務組合解散事務事業令和2年度繰越し分についてですが、こちらは組合としては、3月31日で打ち切り決算となったことにより、令和2年度分の繰越した事業を引き継いだものであります。旧新治地方広域事務組合令和2年度決算剰余金については6530万239円であり、民生費並びに衛生費の構成市内訳は表のとおりでございます。

次に、本市が引き継いだ令和3年度中の歳入並びに歳出については、表のとおりであり、剰余金6530万239円に歳入443万3332円を加算し、市での歳出1371万8237円を差し引いた額が5601万5334円で、この事業の合計となります。石岡市へは2109万4369円を返却することとなります。

次の新治地方広域事務組合解散事務事業令和3年度精算分については、組合を解散した後、令和3年度において引き継いだ本市が残務処理を行うための経費であり、これを端数処理し161万5000円を負担金として石岡市へ請求いたします。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、環境保全課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

39番の一般廃棄物のもので、霞台厚生施設組合の負担金がマイナスになりましたけれども、それが売電収入が予定よりも増えた。つまりごみをいっぱい燃やしたということだと思うんですが、これ総額が幾ら予算はね、結果的にどのくらいになったのか教えてください。

○環境保全課長（廣原正則君）

こちらについては、組合の補正予算ということで確認をさせていただいておりますが、諸収入ということで、当初予算につきましては2億2000万円程度諸収入ということで計上していたようでございます。今回の補正につきましては、1億円の補正ということで、最初の2億2000万円につきましては、売電収入のほかにプラスアルファでほかの収入もあるかと思いますが、今回の補正につきましては、約1億円の歳入を見込んだということでございます。

○佐藤文雄委員

いや幾らの売電収入を見込んで結果的に1億円増えたんですか。

○環境保全課長（廣原正則君）

はい、そのとおりでございます。

○矢口龍人委員

34番の浄化槽の設置事業助成金、随分余りがあったようですけれども、どういうことですか。説明いただきたいと思えます。

○環境保全課長（廣原正則君）

今回、浄化槽につきましては、60基ということで計上させていただいておりましたが、結果的には43基ということでございまして、これにはキャンセルが4件ほどございまして、本来47でございましたが、最終的には実績として43ということでございました。これらにつきましては、毎年予算をある程度このところ、満額というか達成はしておりましたが、今回は補助の申請件数も少なかったことに加えまし

て、この補正ということでございます。

○矢口龍人委員

これ実際今後、合併浄化槽を入れるということを希望している世帯数とか、あとこれは当然見積りが毎年の見積りがあると思うんですけれども、あとどのぐらいこの合併浄化槽は必要なんですか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 3時08分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時08分]

○環境保全課長（廣原正則君）

こちらの数字でございますが、平成30年度末の数字でございます。単独処理浄化槽につきましては、約1,200基ということで見込みまして、今現在の市内の単独浄化槽については約1,200基ということでございます。毎年、例えば60基を今後やったとしても20年程度はかかってしまう計算にはなりますけれども、こちらについては、こちらのほうから啓発等を行いまして、できるだけ合併浄化槽にさせていただくように今後推進していくということでございます。

○矢口龍人委員

そうすると、今までにその1,200基の何パーセントぐらい実際終わっているんですか。

○環境保全課長（廣原正則君）

単独の処理浄化槽が1,200基ということございまして、これまでの数字ではなくて今ある単独浄化槽がその数字だということでございます。これは単独浄化槽は今現在、合併処理浄化槽ということで進めている関係から今後単独についても、できるだけ合併処理浄化槽にさせていただくという方向で考えております。

○櫻井繁行委員長

そのほかいかがですか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

続いて、市民部国保年金課から特に補足説明等はございませんか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

それでは、国保年金課分補正予算について説明させていただきます。

議案概要書30ページより説明させていただきます。上から2段目になります。

保険基盤安定負担金及び財政安定化支援事業分の繰出し基準の確定に伴う額を含む補正額1257万円を計上いたしました。

続いて、2つ下になります。

4目国民年金費国庫支出金等超過交付金返還金34万1000円は、令和2年度事業費交付金の超過交付金について返還をするものです。その下になります。国民健康保険特別会計繰出金同様、保険基盤安定負担金による繰出し基準額の確定に伴う補正25万9000円を計上いたしました。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

国保の会計の繰出金については、精算をしたということですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

国保財政安定化支援事業分につきましては、地方財政計画のもと、算定された数字、保険基盤安定負担金確定に伴う補正につきましては、先日、国に申請した金額を確定額とみなし、こちらのほうで補正させていただきました。併せてこの後、国保特別会計のほうで繰入金の内容で説明させていただくつもりだったんですが、保険事業分ということで170万円及び疾病予防分として1066万円をこちらに計上させていただきます。

○櫻井繁行委員長

ほかにございせんか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて、市民部市民課から特に補足説明等をございせんか。

○市民課長（関 克明君）

市民課所管の補正予算につきましてご説明いたします。

議案集の50ページをお願いいたします。上段になります。

第2表繰越明許費補正、一番上の住民基本台帳事業440万円でございます。詳細につきましては、後ほど歳出のほうでご説明をいたします。

続きまして、議案集の55ページをお願いいたします。下段のほうになります。

歳入につきましては、15款2項1目1節社会保障税番号制度システム整備費補助金（総務省）440万円でございます。デジタル社会形成整備法にて示された転出・転入手続のワンストップ化へ対応するため、市町村の住基システムを改修するための国庫補助でございます。補助率は10分の10でございます。

続きまして、歳出につきましては、議案集の61ページをお願いいたします。中段より少し下になります。議案概要書は29ページになります。ナンバー15でございます。

2款3項1目03住民基本台帳事業、個人番号カード所有者の転入・転出手続ワンストップ化システム改修業務委託440万円でございます。内容につきましては、現在転出と転入の届出については、転出地と転入地の両方の役所に出向かなければ手続きができません。今回の改修によりましてマイナンバーカードを所持していれば、国のマイナポータルというウェブサイトからオンラインで転出届と転入予約を行うことで、あらかじめ転出地から転入地へ情報が通知されるため、転入地の役所に出向くのみで届出を完結できるようになります。市民の来庁負担や市町村の事務についても、転入手続当日の事務負担が軽減されることとなります。

このシステム改修におきましては、国におきまして令和3年度補正予算を計上した内容であり、全国の自治体が早期に事業に着手できるように、令和3年度中に補助金に係る交付決定を行う予定であることから、実際のシステム改修は令和4年度までかかる見込みのため、繰越し補正を行うものでございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、市民課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

次に、議案第10号 令和3年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）のうち、市民部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

ここで委員各位に申し上げます。

本案につきましては、明日3月11日に審査予定の保健福祉部健康づくり増進課の質疑が終わった後に、討論並びに採決をいたしたいと思っております。

それでは、市民部国保年金課から特に補足説明等はございませんか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

議案第10号 令和3年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

議案概要書は40ページ、議案集73ページをご覧ください。議案集を中心に説明させていただきます。

補正額は、歳入歳出予算にそれぞれ2億221万4000円を追加し、歳入歳出総額を42億5534万8000円にするものです。

議案集78ページをご覧ください。

6款繰入金、1項1目一般会計繰入金に計上する国保財政安定化支援事業分及び保険財政安定化繰入金については、それぞれ繰出し基準の確定に伴う額、また、保健事業分として今回繰入金として補正額1257万円を計上いたしました。この保険事業分は、これまでその他として表記させていただいた基準外繰入れのうち、赤字補填以外の繰入れ分として本年度見込額を計上しております。1236万円を計上しております。

議案集79ページをご覧くださいと思います。

歳出予算額の補正になりますが、2款保険給付費、1項療養諸費及び2項高額療養費を補正するものです。当初コロナ禍にある中で、令和2年度の実績を踏まえたところ、コロナに対する予防対策の理解も深まり、診療控えが薄れたことで給付費が増えたものと考えております。財源については、県の支出金の普通交付金を充てております。

続きまして、特定健診事業分については、健康づくり増進課の所管でございます。

続きまして、支払準備基金積立金事業に計上します積立金7245万2000円です。令和2年度の実績収支繰越金を後年度の年度間調整の財源として積立てを行うものです。一般会計の精算金については、令和2年度においては基準外の繰入れを行っておりますので、全額を基金に積立てを行います。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

支払準備基金の積立事業ですけれども、これ一般会計から繰り出されましたよね。今回ね、繰入れね。収入、歳入ですね。歳出で基金に積み立てたというのは、どういう流れなんですか。基金の積立てが必要だということで一般会計からの繰出しがあったんでしょうか。そこら辺、教えてくださいませんか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

主に令和2年度の収支をこちらに繰越金として計上し、そちらを積立金として計上させていただいているものですが、令和2年度につきましては、一般会計の繰入金については基準内の繰入れになっております。繰越金に計上させていただいているのは、その全てが国民健康保険事業会計の財源になりますので、こちらを後年度に年度間調整の財源として積立てを行うものです。

○櫻井繁行委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第11号 令和3年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

市民部国保年金課から特に補足説明等にございませんか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

議案第11号 令和3年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

議案概要書は42ページ、議案集80ページをご覧ください。

補正額は、歳入歳出予算額にそれぞれ636万2000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ9億1040万9000円にするものです。

議案集86ページをご覧くださいと思います。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金に計上する保険基盤安定納付金について、基準額の確定に伴い補正をするものです。

続きまして、3款2項1目一般会計繰出金については、令和2年度の実質収支のうち、一般会計の繰入金精算に伴う繰出しを計上するものです。財源につきましては、一般会計繰入金及び繰越金を計上しております。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等にございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。 [午後 3時24分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時32分]

次に、議案第13号 令和4年度かすみがうら市一般会計予算のうち、市民部所管の歳入歳出予算に関

する部分を議題といたします。

ここで委員各位に申し上げます。

本案につきましては、本特別委員会の最終日に審査予定の市長公室情報政策課の質疑が終わった後に、討論並びに採決いたします。

それでは、市民部市民協働課から特に補足説明等はございませんか。

○市民協働課長（中泉栄一君）

それでは、市民協働課所管の令和4年度の予算の説明をさせていただきます。

まずは歳入のほうから。これにつきましては、継続前年同様のものは省略して新規のもののみ説明をさせていただきます。

予算書20ページ、15款2項8目の空き家再生等推進事業交付金440万円、国からの交付金でございます。予算書43ページの生活安全対策事業の空き家調査業務委託に充当をさせていただきます。

続きまして、歳出となります。

事業概要説明書で説明をさせていただきます。

事業概要説明書15ページ、生活安全対策事業、予算書は43ページ、44ページとなります。

まずは、交通安全対策に要する経費1億2361万6000円、ここでは各種機関や団体と連携しながら、安全で安心できる交通社会を目指して、ハード・ソフトの両面からの取組を推進しております。

令和4年度は、神立停車場線歩道の照明施設設置工事を実施いたします。11月の文教厚生委員会でも説明をさせていただきましたが、令和3年度実施した設計に基づき、令和4年度、令和5年度と2年間に分けて工事を行う予定でございます。それに関わる予算といたしまして、設置工事費8638万1000円、現場技術支援業務委託費119万9000円、そして令和5年度分の積算業務委託費150万円を計上しております。これは都市再生整備計画の基本方針、居心地よく歩いて暮らせる空間形成の実現に基づいているものであるため、その財源として予算書19ページの都市構造再編集中支援事業補助金を活用します。前年度比8159万6000円の増となりましたのは、これらの工事によるものでございます。

続きまして、地域安全対策に要する経費1572万9000円、市民が安全・安心に暮らしていくため空き家対策、防犯対策等の取組を推進しております。

令和4年度は、市内の空き家の状況を把握し、令和5年度に策定業務に取り組むかすみがうら市空き家等対策計画の基礎資料とするため、空き家実態調査の業務委託費として1000万円を計上させていただいております。平成28年、平成29年度に実施した前回の調査から5年が経過いたしました。空き家を取り巻く環境の変化により、問題が多様化していることもございまして、今回は前回の業務に加えて新たに空き家所有者、もしくは管理者に対して空き家になった時期、要因、維持管理状況、利活用に向けた実態及び意向、市の空き家対策への意見などの意向調査も実施し、今後につながる調査にしていきたいと考えております。その財源といたしまして、先ほどお話した予算書20ページ、空き家再生等推進事業交付金を活用いたします。

また、土浦警察署との協議、連携によりまして、平成29年度から計画的、継続的に推進してきました防犯カメラ設置工事は、令和3年度までの5年間で19か所、38台、令和3年度だけでも3か所、6台、320万6000円で設置をしておりますが、令和4年度は、ウエルネスプラザ前の県道に1か所、2台設置するよう94万5000円を予算計上させていただいております。その財源といたしまして、予算書21ページ、防犯カメラ設置補助金を活用いたします。これらの理由によりまして、前年度比775万7000円の増ということになっております。

続きまして、事業概要説明書の16ページ、自治振興事業、予算書は44、45ページとなります。

自治振興に要する経費2193万1000円、ここでは行政区と連携、情報を共有しながら市民協働型の行政運営の推進と行政区が自主的に取り組むコミュニティ活動をハードとソフトの両面からの支援に取り組んでおります。前年度比507万5000円の減となりましたのは、こういったコミュニティ関係の補助金要望額の減によるものでございます。

広聴に要する経費42万1000円、区長要望やまちづくり出前講座、市民提案など多様な方法で市から市民への情報提供や逆に市民からの意見や提言をいただく機会を提供する取組を推進しております。主な支出といたしまして、市民提案用紙や出前講座一覧表チラシの印刷製本費33万6000円がでございます。

続きまして、事業概要説明書17ページの市民協働事業、予算書は45ページとなります。

まずは、市民活動支援に要する経費677万6000円、地域づくり基金を活用して市民団体のまちづくり活動を支援してまいりましたまちづくりファンドにつきましては、民間都市開発機構の拠出金によりますハード事業分の基金を令和3年度で使い切ってしまうことから、残っている市の拠出金によるソフト事業につきましても、継続可能な事業といたしまして、令和4年度に制度の見直しを行い、拡充を図ってまいりたいと考えております。そのため、令和4年度はソフト事業は、新規事業の募集を1年間休止し、継続事業のみの募集としたこと。それとハード事業自体が終了となったことから、まちづくりファンド助成事業補助金が、前年度比1819万3000円減の161万円の予算計上ということになっております。

また、市民活動と環境美化という2つの目的を持って推進してまいりました緑化推進事業につきましては、ボランティアの高齢化やコミュニティに対する考え方の変化などの理由によりまして、事業内容の再検証再構築に取り組んでまいります。

具体的には、行政区や市民団体が地域集会所施設や地元の道路敷きなど、身近な花壇で花を年間管理する花いっぱい事業につきましては、今までは千代田地区が多かったんですけれども、全市域的に広げてまいりたいというふうに考えております。

また、花のみち事業のあじさい花壇の部分につきましては、業者委託による管理に移行し、花の名所づくりあじさいロードを目指してまいります。これらの事業内容の変更によりまして、前年度比200万円増の500万円を緑化推進協議会補助金として予算計上させていただいております。この小事業全体で前年度比1652万4000円の減ということになっております。

次に、男女共同参画推進に関する経費294万5000円、令和6年度から令和10年度までの5年間の計画、第4次男女共同参画計画を令和4年度、令和5年度の2年間かけて策定してまいります。

1年目の令和4年度は、計画の方向性を示す基礎資料とするため、無作為抽出によります市民意識調査、市民を対象にいたしました男女共同参画シンポジウムの開催、市役所職員を対象とした男女共同参画セミナー研修の実施などに取り組んでまいります。この計画策定業務委託費として266万2000円を予算計上したことから、前年度比265万9000円の増ということになっております。

次に、国際交流・多文化共生に要する経費118万6000円、まちづくりファンドを活用し、市民団体かすみがうら国際交流会と協力、連携をいたしまして、市民協働型の多文化共生を推進してまいりましたが、令和4年度は、このかすみがうら国際交流会をかすみがうら市国際交流協会に格上げし、組織と事業内容を拡充して市との連携を強めて、外国人市民と日本人市民がお互いを理解し融合し、仲よく暮らしていく多文化共生・国際交流のまちづくりを目指してまいります。主な支出として、市国際交流協会の活動のための補助金、多文化共生・国際交流活動補助金100万円がでございます。前年度比31万3000円の増となっております。

最後になります。事業概要説明書の18ページ、移住・定住、結婚支援事業2770万1000円、予算書は45、46ページとなります。

移住・定住促進の観点から取り組む婚活サポートセンターによる総合的な結婚支援、移住希望者を本市に誘導するための住宅取得や家賃などへの補助、田舎暮らし志向者への情報提供や面談会などの実施などを推進し、移住・定住の増を目指してまいります。主な支出といたしまして、本市に住宅を取得し移住する方に住宅取得費の一部を助成いたします移住促進住宅取得支援金が2139万円、本市で新生活を始める新婚世帯への引っ越し費用や家賃への助成、結婚新生活支援金が180万円でございます。前年度比653万円の減となりましたのは、移住促進住宅取得支援金を令和2年度の数字を基に積算し直したことによるものでございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、市民協働課に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○矢口龍人委員

この移住定住・結婚支援の補助内容について、細かく教えていただけますか。

○市民協働課長（中泉栄一君）

移住促進住宅取得支援事業のことだけでよろしいですか。

主に取り組んでいるものは、婚活サポートセンターによる結婚支援事業、これにつきましても移住定住促進の観点からの取組ということで、通常だと子育て支援とかそういった部分が多いんですけども、これにつきましてはそういうことで取り組んでおります。

結婚新生活支援事業補助金につきましては、新婚世帯に対して結婚に伴う新生活のスタートにかかる費用ということで、これは住宅取得も対象になるんですけども、住宅取得費用、新居の家賃、引っ越し費用などを補助するものでございまして、1世帯当たり最大で30万円、そして、そのうちの15万円が地域少子化対策重点推進事業という国のお金を使っております。対象は、夫婦共に年齢が39歳以下で、夫婦の合計所得が400万円という条件でございます。これにつきましては、令和2年度は実績が6世帯、今年度は今の段階では2世帯の実績ということになっております。

また、わくわく茨城生活実現事業の移住支援金につきましては、移住につなげる、移住に係る経費負担を軽減し、中小企業などへの就業など促進し移住につなげるため、一定要件を満たす移住者に対して支援金を交付するものでございまして、2分の1が国から、4分の1が県からの補助金ということで、世帯で引っ越してきた方には100万円、单身の方には60万円ということでございます。

今年度から少し要件が緩くなりまして、例えばテレワーカーの方とか、Uターンの方とか、そういったいろいろな条件を今緩くしているところがございますけれども、これについての実績は、令和2年度が世帯で引っ越してこられた方が1件、今年は单身の方が1件ということでございます。

あとは、移住促進住宅取得支援事業につきましては、本市に住宅を取得して本市に移住された方に対しての補助金でございまして、新築、建て売り、中古住宅、どれでも構わないということになっていまして、新築の場合には1件当たり20万円、中古の場合は15万円、それに子どもが1人増えるごとに10万円とか、あとは若年、年齢が若い方に対しての加算であったり、また長期優良住宅加算、居住誘導区域加算とかございます。今年度でいうと、引っ越してこられて、大体1件平均55万円ぐらいの補助が今出ている状況になっております。

今の段階でそろえているメニューはそういったメニューでございまして、ある程度そういったものがそろってまいりましたので、これをもっと宣伝して人口増につなげてまいりたいというふうに思っております。

○矢口龍人委員

いろいろ、るる説明いただきましたけれども、非常に分かりづらいというか、制度をもっとしっかり組み上げていただいて、さっと資料1枚で、移住定住を予定している方が分かりやすくアピールしていただければと。

これはホームページにも入っているんですか。

○市民協働課長（中泉栄一君）

ホームページにも入っておりますし、あとそういったものが全部一つのチラシになっているチラシも印刷をしております。それにつきましては、今言ったような住まいに対してのものだけではなくて、教育とか子育てとか、そういったものが、うちの市に來るとどうということが受けられますというようなチラシも今年度作成をして、いろいろな場所に置かせていただいております。

○宮嶋 謙委員

まちづくりファンド事業が内容見直しで1年間新規を募集は取りやめというお話でありましたけれども、どのような内容に変わっていくのでしょうか。

○市民協働課長（中泉栄一君）

市民協働課で引き継いだときにはまだほとんど使われていない状態で、基金がまるまる残ってましたので、とにかく基金の期限なんかもありましたんで、早く使わなきゃいけないということで一生懸命頑張ってきたんですけど、今のままだと基金がいつまでもつかとかいうのもなかなか読めない状況になってしまっていますので、今の継続の方は継続の方でやっていただくんですけども、新しい事業につきましては、ある程度、これは何年間でこの事業を続けていくのかということを確認にして、例えば1年間の事業費を決めて、そういったものも含めていくということと、あとはもっと使いやすいような形のものに見直しをしていこうというふうに考えております。

○宮嶋 謙委員

使い勝手のいい制度に変えていただけるのはありがたいことだと思います。

当てにして活動を始めて、1年間休止ということを知って計画変更という団体もあったようなんで、早くいい計画に変えていただいたものを広報していただいて、いろんな方が活用できるように進めていただきたいと思います。

それから、もう1点は、先ほど矢口委員からもありました移住定住支援事業についてなんですけれども、今年に入りまして総務省のほうから、住民基本台帳の統計結果から東京の一極集中が幾らかは正されたというか、転出超過になって、茨城県は転入超過になったというようなニュースがありまして、県内では14自治体ですか、そのうちかすみがうら市も入っているということで、転入超過になったんだな、いいニュースだなと思って見ましたが、実のところ数字を中身を見ますと、転入が多いのは65歳以上の人口ですね、七十数名。それ以下が三十数名減っているんですね、やっぱり若い方が。合計すると三十何名かプラスになっているということで、かすみがうら市に関していえば少子高齢化が促進したと、進んじやったというような結果で、働く人口は逆に減っているということなんですね。

ですから、課題としては、もちろん転入していただく方を増やすのも大切なんですけど、流出を防止するというのが一番問題になっているところだと思うんですね。ですから、そのための施策、市内に住んでいた2代目、3代目が市内に家を建てる時の助成とか、そういうものに力を入れて、よそに出ないようになくちゃいけないという施策が求められていると思うんですけども、そういうものについてはどういうメニューがありますか。

○市民協働課長（中泉栄一君）

婚活サポートセンターで行っております婚活支援事業につきましても、当初始めたものはそういった

形で市外から人を、若い方を出さないというような目的で始まった事業でございます。

また、住宅の取得につきましては、我々のほうはあくまでも移住定住施策のほうとして取り組んでおりますけれども、都市整備課のほうで住まいるマイホームというような事業を行っております、これは都市整備課の所管にはなりますけれども、それは我々が外から来る人たちに対して住宅取得の支援をするのと同じように、市内に住んでいる方が市内に住宅を得るための支援の補助金だというふうに理解をしております。

○櫻井繁行委員長

そのほかございませんか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

続いて、市民部環境保全課から特に補足説明等はございませんか。

○環境保全課長（廣原正則君）

それでは、環境保全課から説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、主な予算としましては、浄化槽の補助金として国の循環型社会形成推進交付金や県の補助金等がございますが、昨年度と同様の積算となっておりますので、説明につきましては省略をさせていただきます。

続きまして、歳出について説明をいたします。

歳出につきましては、事業概要説明書19ページをご覧ください。

4款1項7目の環境保全事業でございます。2243万1000円の計上となっております。

まず、環境保全推進に関する経費につきましては1293万6000円の計上であり、主な事業としましては、住宅等における再生可能エネルギーの導入促進を図るための機器導入に対し補助金を交付する自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金がございます。住宅においてリチウムイオン蓄電池を設置するものに対し、1件当たり10万円を補助するものでございます。

また、令和4年度におきまして、環境基本法に基づく環境基本計画の策定を行う予定であり、業務委託料の計上がございます。また、それらを審議していただくための環境審議会委員の報酬などの計上がございます。

その他の経費につきましては昨年度と同様の計上となっておりますので、説明については省略をさせていただきます。

続きまして、20ページをご覧ください。

4款1項7目11事業の水質保全対策事業は5726万4000円の計上となります。

昨年度と同様の計上となりますが、主な予算としましては、水質保全及び生活環境の向上を図るため、浄化槽を設置する際に補助金としまして浄化槽設置補助整備に要する経費などとなります。基数としましては60基で、昨年度と同様の積算となっておりますが、県からの通知によりますと、県の補助金が減額となることが予定をされております。

その他の経費につきましては、昨年度と同様の計上となっております。

続きまして、21ページをご覧ください。

4款1項7目廃棄物対策事業について説明をいたします。4億87万4000円の計上となります。

主な事業につきましては、不法投棄対策に要する経費や一般廃棄物処理に要する経費などが主なものでございます。

不法投棄対策に要する経費につきましては928万8000円の計上であり、不法投棄の早期発見や早期対応を図るため、環境保全監視員等による監視事業などにより対策を図るものですが、令和4年度におきましては、現在の1人体制から2人体制とし、対策の強化を図るものでございます。

また、一般廃棄物処理に要する経費につきましては3億9003万9000円の計上で、今年度の増額の要因としましては、霞台厚生施設組合の負担金が主な経費となります。

組合の令和4年度の事業としまして主なものは、令和3年度から継続して行っている還元施設の整備工事や備品購入費、また霞台旧施設解体調査設計業務委託料などとなります。

続きまして、霞台厚生施設組合の負担金について、事前にお配りしております資料についてご説明をいたします。

まず、(1)の表につきましては、同組合における令和4年度の歳入歳出予算概要となります。

ご存じのように、令和3年4月より、ごみ処理施設が新治地方広域事務組合から霞台厚生施設組合に移行となっております、令和4年度の霞台への負担金の予算概要となります。

主な歳入につきましては、構成市町からの分担金及び負担金のほか、ごみ処理手数料等の使用料及び手数料、売電収入等の諸収入などがございます。

主な歳出につきましては、衛生費で塵芥処理費並びに施設整備費になります。

塵芥処理費につきましては、施設運転維持管理業務委託料、焼却灰等溶融処理業務委託料など、管理費用が主な費用となります。

また、施設整備費につきましては、先ほど説明したように還元施設の整備工事や備品購入費、また霞台旧施設解体調査設計業務委託料などとなっております。

(2)の表につきましては、構成市町の負担金内訳となっております。施設整備費と施設整備以外での負担金を表示させていただいておりますが、本市の負担金としましては、合計で2億3611万6000円となっております。

○企画監（宮本 明君）

新治地方広域事務組合解散事務事業、令和4年度当初予算概要についてご説明いたします。

初めに、歳入についてご説明いたします。

令和4年度かすみがうら市予算書19ページをご覧ください。

15款2項3目1節保健衛生費補助金の循環型社会形成交付金で、1億9510万6000円のうち1億8090万2000円を計上しております。焼却施設解体工事に係る国の交付金であり、補助率は3分の1となっております。

続いて、予算書28ページをご覧ください。

21款5項7目諸収入の雑入で、旧新治地方広域事務組合施設解体事業費の負担金となっております。こちらは5164万9000円を計上しております。解体事業に伴う旧組合構成市である土浦市、石岡市からの事業費負担金となります。

次に、歳出について予算書83ページをご覧ください。

4款1項8目2事業で旧新治地方広域事務組合施設解体に要する経費です。こちらでございしますが、施設解体に要する費用で7億9071万9000円を計上しております。主な事業費は、施設の解体管理委託業務費1380万5000円並びにごみ焼却施設等解体工事費7億7631万4000円となります。

これらについては、先ほど補正予算でご説明をさせていただきました資料をご参照いただければと思います。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、環境保全課に対する質疑等がございましたら、挙手の上お願いいたします。

○佐藤文雄委員

ある市民の方から、ごみ処理の袋、どこに売っているんですかというふうな声があるんですが、うちの家内はヤックスで買っているんですが、大きいのと小さいのがあるみたいですが、何か手に入らないというようなことを聞いているんですよ。どうですか、それ。

○環境保全課長（廣原正則君）

指定ごみ袋につきましては、燃やすごみの指定ということでございまして、令和3年10月から指定をさせていただいております。

スーパーやドラッグストア、ホームセンター等で購入していただけることにはなっておりますけれども、昨年の9月の終わりぐらいから販売をしておりますが、実際には本格的な、完全に持っていけないということになるのが令和4年4月からということでございまして、今回の広報紙でも掲載をさせていただいたところでございます。

どうしても4月からということで、そろそろ買わなければならないという市民の考え方というか、あるかと思いますが、今ちょっと品切れになったり、急に買い出したところで品切れになったりしているところが、市のほうにも問合せがあったりしております。ただ、すぐに取り寄せていただいて、すぐに入っているような状況もございまして、お近くのスーパー、ドラッグストア、ホームセンター等で購入いただければ、聞いていただければ購入できるかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤文雄委員

4月からもう指定袋じゃなきゃ持っていけなくなっちゃうわけだから、本当に困っているんじゃないかなと思うんだよね。だから、そこについては、例えば1か月は様子を見るとか、そうしないと持っていけなくなっちゃうんじゃない。それが心配だという人がいるから、その点については検討してもらったほうがいいと思うんですが、いかがですか。

○環境保全課長（廣原正則君）

確かに本市としてもその辺のところは検討した経緯がございまして、その辺の対策としましては、3月の末にごみ分別ガイドブックというものを発行する予定でございまして、それについては全戸配布するという予定でございまして、全戸配布につきましては、全部郵送するというので、各戸に郵送するというのでございまして、さらにごみ袋のお試し用の袋を何枚か入れさせていただきまして、市民の方にお試しに使っていただくというようなことで考えております。

また、その先につきましては、先ほど言いましたようにホームセンター等で購入いただければ、市民の分はちゃんと確保されるのかなと思いますので、購入いただきたいと思っております。

○佐藤文雄委員

それから、構成市の分担金の内訳の問題なんですが、施設整備費と施設整備費以外というのはちょっと教えていただけますか。以外というのは。

○環境保全課長（廣原正則君）

ご質問につきましては霞台厚生施設組合の資料かと思いますが、歳出のほうの施設整備費につきましては、現在、先ほど説明いたしました還元施設等の整備工事等に関わるものでございます。

また、そのほかの整備費以外のものにつきましては、管理費等の塵芥処理費、また議会総務費、公債費、予備費、その辺のところの負担金ということで計上させていただいております。

○佐藤文雄委員

施設整備費というのは還元施設のことを言っているの、これ。

○環境保全課長（廣原正則君）

先ほど説明させていただきました、現在造っております施設の還元施設整備、それですとか造成工事等が含まれますが、施設整備費、また旧施設の解体の設計委託料も含まれております。その辺を含めたことで施設整備としております。

○佐藤文雄委員

旧施設の解体の何。旧施設でしょう。旧施設の解体、関係ないじゃん。そんなことないよね。旧施設の解体、霞台だよ。関係ないじゃないですか。

○環境保全課長（廣原正則君）

旧施設の解体工事につきましては、現在の施設の跡地にストックヤード等の作成、設置をする予定でございます。そちらについては4市町で使うものでございまして、それらについては循環型社会形成推進交付金等を活用いたしまして設置する予定でございまして、解体につきましてもそれらの資金を活用しまして設置するというところでございまして、それについては4市町で負担するというところでございまして、

○佐藤文雄委員

違うよ。私が聞いているのは、解体に関わることは違うんじゃないですかと言っているんですよ。今の施設の解体。今の施設の解体は指一本触れちゃ駄目だと思いますよ。何でそれに関係あるの。それを聞いたんだよ。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 4時09分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時09分]

○環境保全課長（廣原正則君）

これまで石岡市と小美玉市で稼働してまいりました旧の霞台の施設につきましては、再来年度以降解体ということになりますけれども、それについては、その後にその跡の敷地を利用してストックヤード等を造るという計画が霞台のほうであります。それについては、循環型社会形成推進交付金等を活用しまして4市町で行うということになりますので、解体につきましても4市町が行うということで聞いております。

○宮嶋 謙委員

この施設整備以外のところは、言ってみれば運営費の部分ですよね。ですから、ほとんど人口割といえますか、規模に応じた金額になっていると思うんですね。

施設整備費のところは、今おっしゃった古い施設の解体とストックヤードの建設の2つが入ってくると。しかし、ストックヤードの建設は4市町で使うので4市町がお金を出し合うのは分かるんですけども、解体についてはこれまで使っていた自治体が解体すべき話じゃないのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○環境保全課長（廣原正則君）

確かにそのような考え方もございまして、本市としてもその辺のところでは協議はさせていただいたところではございますが、今の霞台の土地を利用するというので、その後の施設を解体した後にそこにストックヤード等を建てるということで、交付金等を活用して解体も行うと。解体も一緒に交付金はして、設置も交付金を活用して行うというような組合の計画でございまして、それについては交付金の補助裏

等につきましては4市町で負担するというので、組合のほうで決定したという経過がございます。

○宮嶋 謙委員

古い施設壊す事業と跡地に新しいものを建てる事業と一緒に事業の扱いになっちゃうと。本来分けたほうがいいと思うんですね。ただ、一緒に事業にするとしても、負担割合は検討すべきだと思うんです。この負担内訳を見ると、例えば茨城町よりもかすみがうらのほうが人口が多いですけれども、負担金は少なくなっているということですから、やりとりが多分あったんだと思うんですね。その内訳、何についてどういうお金をそれぞれの自治体が出すのかというのが分かれば、実は解体の部分はかすみがうら市は入っていないよとか、そういうことがあるかもしれませんので、そこをちょっと出してもらいたいと思うんですけれども、いかがでしょう。

○環境保全課長（廣原正則君）

現在のこの積算につきましては、搬入量割が80%、均等割が10%、人口割が10%ということで、これについては計上されている状況でございます。

ただ、今宮嶋委員さんのおっしゃったその辺の割合については、今後の検討になろうかなということで考えます。

○宮嶋 謙委員

聞きますけれども、この4市町で一番人口があるのは石岡市ですね。次が小美玉市、かすみがうら市、茨城町となっていますけれども、この施設整備のところでは小美玉市が一番多くの負担することになっていますよね、この資料でいくと。2番目が茨城町で、3番目が石岡市、4番目がかすみがうら市という金額になっています。これが説明がつかないですね。何でこういう割合の金額負担になったのか、その内訳を出していただかないと、分からないと判断できないということだと思いませんか。これ、説明できますか、何でこういう金額になったか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 4時15分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時16分]

○環境保全課長（廣原正則君）

先ほど説明しました還元施設や設計等がございましたけれども、そのほかに実は茨城美野里環境組合というのが今までございまして、小美玉市と茨城町が使用していたものです。そちらについては中継センターというのを造ることになっておりまして、その費用が茨城町と小美玉市が負担して造る予定でございまして。それらのために、この整備費等についてはそれらも含まれておりますので、かすみがうら市と石岡市は安くなっている、そういうようなことでございます。

○宮嶋 謙委員

中継センター造るんだけど、それは2つの市町しか使わないからということですかね。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 4時18分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時18分]

○環境保全課長（廣原正則君）

茨城美野里環境組合のところには解体等の費用もございまして、茨城美野里を解体するための費用がございまして、そちらの費用もこちらに入っております、それは茨城町と小美玉市が負担するという

ことになっております。そのような関係から、このような負担金ということになっております。

○宮嶋 謙委員

いずれにしても、ちょっと内訳を出していただきたいということと、今の論理でいけば茨城美野里環境組合で造ったところの解体費は茨城町と小美玉市が負担するという考え方ですから、だから、霞台の古い施設も、これまで長い間私たちは関係なかったわけですから、その解体費はかすみがうら市が負担するものじゃないと思うんですよね。それは組合でもう一度ご検討いただくしかないと思うんですよね。何で今まで人が使っていたのを我々が解体しなくちゃいけないのか、とても市民に納得がいく説明できないですね。それはお願いします。

○環境保全課長（廣原正則君）

そちらにつきましては確かにそのような考え方もございまして、担当者レベルの会議でも協議はさせていただいたところではございますが、最終的には管理者会議の中でそのような方向を進めるというような話でございました。

○櫻井繁行委員長

この構成市町負担金内訳については、先ほど宮嶋委員から、その構成市町の内訳、施設整備費と、あと施設整備以外とありますけれども、これについては、内訳というのはこの議案審査特別委員会中に出すことは可能ですか。

暫時休憩いたします。 [午後 4時20分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時22分]

○環境保全課長（廣原正則君）

その資料につきましては、近日中に出させていただきますと思います。

○櫻井繁行委員長

そういうことで、そちらについてはご判断いただきたいと思います。

○矢口龍人委員

この不法投棄対策について細かく説明いただけますか。

○環境保全課長（廣原正則君）

不法投棄対策事業につきましては、近年ゲリラ投棄や残土の不法投棄等が多くあるところでございまして、県内でも特にゲリラ投棄が非常に多く頻発しております。本市でも増加傾向にございます。

これらのことから、本市としては、これまで環境保全監視員ということで1人体制でやってきましたけれども、2名体制でやっていきたいというようなことで、抑止体制を強くしていきたいということもございまして、会計年度職員をさらに1名雇って2人体制で行うというようなことで考えてございます。

○矢口龍人委員

この監視員の勤務時間というのはどういうふうな契約になっているんですか。

○環境保全課長（廣原正則君）

現在の勤務体制につきましては、午前9時から午後4時までということで考えてございまして、これまで週4日ということで考えてございましたけれども、2人体制になることによりまして全ての曜日を見るというようなことで考えております。

○矢口龍人委員

監視カメラですか、そういう関係は今回の予算には入っていないんですか。

○環境保全課長（廣原正則君）

監視カメラ等については今回の予算には入っていませんけれども、移動式の監視カメラ等については何機かございますので、そちらは有効活用させていただきたいと思います。

○矢口龍人委員

それで、監視員さんが市内をパトロールするということでしょうけれども、例えばそういう通報があったりしたときはすぐ駆けつけることはするんでしょうけれども、やはり不法投棄されそうなところを毎日パトロールしているという状況は保てるわけですか。

○環境保全課長（廣原正則君）

そのとおりでございます、毎日パトロールしていただいております。

また、その方につきましては警察官のOBということでございまして、相手によっては非常に威嚇的な方もいらっしゃいますし、そういった方に対応するためにも、そういった警察のOBの方に勤務をいただいているというようなことでございます。

○矢口龍人委員

そうすると、例えば県の廃棄物担当課とか、それから県警とかというのと、ホットラインなんかもできてきているような状態なんですか。

○環境保全課長（廣原正則君）

おっしゃるとおりでございます、警察官のOBということでございますので、警察との関係や、また茨城県にも警察の方勤務されております。そういったラインも、非常にいつも電話等もしていただいて連絡も取っていただいている状況でございます、また近隣の市町村等にも警察のOBの方いらっしゃいます。そういった情報交換もまめにやっていただいております、どこどここのところにまたゲリラ投棄があったとか、そういった情報も入ってくるような状況になってございます。

○設楽健夫委員

その下にある12番の残土搬入搬出監視業務委託という項目がありますね、予算書82ページ。これは、委託先というのは今どういう体制になっているのか、教えていただけますか。

○環境保全課長（廣原正則君）

そちらにつきましては、残土を入れたいということで申請があつて、許可するところが年間何回かございます。それらにつきましては、ほかから許可以外の土を運んでくるケースもございまして、それらのところの見張りといいますか、その入り口についていただいて残土の搬入状況を確認すると、また違法な土が入っていないかとかを確認するというようなことで計上をさせていただいております。

○設楽健夫委員

そうしますと、これ、お願いしています神立近辺の件ですけれども、3年間違法の中間処理、違反行為が続いているんですね。今、県のほうも動いていますけれども、ここに残土かどうか分かりませんが、大量の土が搬入されて、今何が起きているかといったら、産業廃棄物の上にその土をかぶせて搬出しようとしているんですよ。県も監視に入っていますけれども、そうなってくると、今までの話ですと、中間処理に関する違法行為については県の所管だということで、市のほうでも動いてもらっていますけれども、ここにあるこの残土という観点からすると、市のほうもこの監視の業務委託の枠の中でやらなくてはいけない内容になってきますよね。そういう理解でよろしいですか。

○環境保全課長（廣原正則君）

それについては案件ごとに判断をさせていただきたいと思いますが、今回の神立近辺における、その不法投棄といいますか、案件につきましては、県と連携して協力はしていくつもりですけれども、

その都度そういったことが起きれば、当然市としても対応したいということで考えております。

○設楽健夫委員

これは行政が動けない土日に動いていますから、今はストップしていますけれども、前で産業廃棄物の免許を持った方の工事があるんで止まっているのかどうか分かりませんが、その案件については、この残土という観点から中間処理の違反行為プラスこの残土の監視、というのはどういうことかという、どこからか持ってきてどこかに捨てるわけですから、これ、監視の対象域に入りますよね。そういうことも、ですから委託先がどこなのかということをお教えいただけますか。

○環境保全課長（廣原正則君）

今回の件は当市としても内容は存じておりますけれども、一概に残土という、土といっても残土、違法かどうかというのも一概に判断できないところもございますので、その辺はその都度そういうことが起きた際に確認をさせていただいて対応したいと考えております。

○設楽健夫委員

ここで予算措置で45万円というふうに入っていますし、残土関係で実際起きていますから、市のほうで、いや、私、今まで分からなかったんで、この予算書を見て、残土という観点から市は対応していくことができるというふうに思ったもので、残土条例も今ありましたけれども、という観点から、ちょっと対応はこの予算にあるとおりにやっていただきたいなというふうに思います。

○環境保全課長（廣原正則君）

委員のおっしゃることも分かりますが、残土といいますが、一概に全部全て条例に引っかかるかという、なかなかその辺も判断しにくいところもございますので、その都度、県と連携しながら当市としても対応したいと考えております。

○櫻井繁行委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

続いて、市民部国保年金課から特に補足説明等はございませんか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

それでは、国保年金課分の当初予算について説明させていただきます。

予算書18ページをご覧ください。約中央です。

15款1項1目5節国民健康保険事業負担金4112万1000円で、前年度対比で88万2000円の増額になります。

保険基盤安定負担金の支援分として、国保特別会計に繰り出す基準額の2分の1のほか、令和4年度制度改正に伴う未就学児均等割軽減に係る基準額の2分の1を計上しております。

次に、20ページをご覧ください。下から2番目になります。

16款1項1目4節国民健康保険事業負担金1億2211万8000円、前年度対比で106万6000円の増額になります。

国庫支出金同様、支援分及び未就学児均等割軽減として繰り出す基準額の4分の1を軽減分として繰り出す基準額の4分の3を計上しております。

次の節、5節後期高齢者医療事業負担金7960万4000円、前年度対比で340万3000円の増額になります。

保険基盤安定負担金として、後期特別会計に繰り出す基準額の4分の3を計上しております。

次のページに移りまして、約中央になります。

16款2項2目3節医療福祉費補助金1億513万2000円、前年度対比で443万円の減額を計上しております。

次に、26ページをご覧ください。

21款4項1目に計上する後期高齢者受託事業収入のうち、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業委託料1448万4000円でございます。

この受託事業収入は、茨城県後期高齢者医療広域連合からの受託事業となり、令和2年度に健康保険法の一部が改正され、これまで国保後期医療、介護予防に係る連携が制度や組織の弊害により難しかったものを、広域連合と市町村が委託契約を結ぶことで一体的な実施を可能とし、事業の推進、充実が図れるもので、国の目標は令和6年までに全国自治体で実施するのが目標とされております。

当面は努力目標とされ、本市においては令和4年度からの実施となります。医療と保健事業と介護予防の一体的な実施となり、複数の課にわたる横断的な事業となります。国保年金課としては、KDBからのデータ抽出、分析提供を中心に、広域連合の窓口として企画調整を行います。

以上が歳入の説明になります。

続きまして、歳出予算について説明させていただきます。

61ページをご覧ください。

3款1項5目国民年金費でございます。説明欄の0102国民年金事務に要する経費として9万8000円、制度改正に伴う電算システム改修委託がなくなったことで55万円の減額になります。

次に、下の目、6目医療福祉費です。

事業概要説明書は22ページをご覧ください。

説明欄の0101医療福祉費に要する経費として2億4717万2000円、前年度対比で910万3000円の減額になります。

10月からの後期高齢者医療制度改正に伴い、一部の方が自己負担2割になることから、対象者494人分、300万円程度を見込み加算し、合わせて実績を踏まえ減額としております。

続きまして、医療福祉費に要する経費、市単独分として5475万9000円、前年度対比で実績を踏まえ530万1000円の減額の計上をいたしました。

令和3年度10月から高校生年齢相当まで実質的に無償化の対象年齢の拡大を行っており、これにより約900人の受給資格者が増となっております。

次のページに移りまして、7目国民健康保険費、国民健康保険特別会計繰出金に要する経費として3億2513万9000円、前年度対比で2280万9000円の増額になります。

令和4年度の制度改正に伴う未就学児の均等割軽減繰入れの皆増及び平成30年度の制度改正以降、茨城県で示した法定外繰入れの赤字補填以外の繰入れの仕分けにのっとり、補正でもご説明させていただきましたが、本年度は当初予算から明確化し、保健事業分の繰入れを行うものです。

続きまして、8目後期高齢者医療の説明欄の0102後期高齢者医療特別会計繰出しに要する経費として5億5282万4000円でございます。

茨城県後期高齢者医療広域連合の運営負担金のほか、後期高齢者医療特別会計への繰出金として5億3632万4000円、主に医療費公費負担分の繰入れの増により、前年度対比で3073万8000円の増額となります。

以上が国保年金課分の当初予算になります。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

未就学児の内訳のほうは、これでよろしく申し上げます。

それで、後期高齢者の点でちょっと分からなかったんですが、来年の10月から高齢者、一定の所得の人が窓口2割負担になりますよね。それについて何かお話、報告されたと思うんですが、ちょっと意味がよく分からなかったんですが、どれを見れば、どういうふうに判断すればいいんですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

そちらにつきましては、後期特別会計のほうでご説明させていただきます。

○櫻井繁行委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

続いて、市民部市民課から特に補足説明等はございませんか。

○市民課長（関 克明君）

それでは、市民課所管の令和4年度当初予算歳入歳出について主なものをご説明いたします。

最初に、歳入については予算書の18ページをお願いします。中段より少し下になります。

15款2項1目1節総務費補助金の説明欄、2段目になります。

個人番号カード交付事務費補助金1130万9000円は、個人番号カード交付に係る事務費の補助金です。前年度当初と比較しますと、累計で1516万7000円の減となっております。

内容につきましては、資料がございますので後ほどご説明いたします。

続きまして、歳出については予算書の50ページをお願いいたします。中段ぐらいになります。事業概要説明書は23ページになります。

2款3項1目02戸籍住民基本台帳等事業、0202住民基本台帳事務に要する経費の説明欄です。3628万8000円は会計年度任用職員の報酬等となっており、千代田窓口センター5名分、かすみがうら窓口センター2名分、中央出張所3名分、合計10名分の報酬等です。そのほか各窓口での事務に要する経費で、主なものはシステム使用料や負担金でございます。

また、これまでは18節に個人番号通知書、個人番号カード関連事務委任交付金の計上がありましたが、こちらは国から直接地方公共団体情報システム機構J-LISへの交付となり、市を経由しなくなったことから減額となっております。前年度当初と比較しますと、累計で1773万6000円の減額となっております。

次に、資料の説明をさせていただきます。

個人番号カードの交付事業に係る経費の一覧でございます。

まず、歳入ですが、個人番号カード交付事務費補助金、こちらは消耗品費や郵送料等の交付促進のための経費が対象となっている補助金です。

次に、歳出ですが、会計年度任用職員への人件費、需用費や役務費、システム機器への保守や賃借料、それから今回は個人番号カードを収納する保管用のキャビネットの購入を予定させていただきます。

個人番号カードの交付申請は、申請者が直接地方公共団体情報システム機構へ申請書を郵送したり、スマートフォンなどでのオンライン申請となります。

また、個人番号カードの交付状況でございますが、令和4年2月末現在で人口4万1200人に対しまして交付件数1万5568件、交付割合は37.8%となっております。令和3年2月末現在では交付割合23.8%ですので、比較しますと約14%の増となっております。国が行うマイナポイント事業の継続や広報活動などの影響により、増加している状況でございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、市民課に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第14号 令和4年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算のうち、市民部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

ここで委員各位に申し上げます。

本案につきましては、明日3月11日に審査予定の保健福祉部健康づくり増進課の質疑が終わった後、討論並びに採決をいたします。

それでは、市民部国保年金課から特に補足説明等はございませんか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

議案第14号 令和4年度かすみがうら市国民健康保険特別会計について説明をさせていただきます。予算書は142ページからになります。

予算総額として、歳入歳出それぞれ40億8000万円、前年度対比で3200万円、0.79%の増になります。148ページから歳入の説明をさせていただきます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税のうち、1節現年度課税分7億8925万4000円、前年度対比で1360万5000円の増額になります。

令和4年度課税においては議案第6号により提案させていただいておりますが、算定方法の見直しを行った上で税率等を改正した内容で見積もっております。

増額となった理由については、比較する前年度の調定見込みについては、コロナ禍の影響による所得の落ち込みを想定し減額予算としたところでしたが、それほどの影響はありませんでした。このことを踏まえて、令和3年度並みの1人当たりの所得基準額を想定し、令和4年度の課税額を見積もっております。

税率改正の影響ですが、同じ基礎額から改正前の税率と改正後の税率で計算した金額の比較をした場合、3200万円程度の減となっております。

要因は、子ども均等割の軽減による影響や税率改正による増額となる世帯への影響を考慮し、激変緩和として税率を抑えたことによるものです。

続きまして、4款1項1目保険給付費等交付金28億6952万2000円、前年度対比で2471万6000円の減額になります。

減額となった理由につきましては、説明欄に目を移していただいて、普通交付金になりますが、前年度対比で2272万6000円の減となります。

普通交付金は、その年度に係る歳出に計上する給付費相当額を県がこの歳入項目により負担することとなりますが、被保険者数の減に伴い減少していることが要因と考えられます。

続きまして、149ページをご覧ください。

6款1項1目一般会計繰入金3億2513万9000円、前年度対比で2280万9000円の増額になります。

増額の理由としましては、未就学児の均等割の軽減について、令和4年度から法改正により実施するものですが、この歳入補填としての繰入れでございます。財源の内訳としては、国2分の1、県4分の1、市4分の1でございます。

また、これまで法定外繰入れとして説明欄にその他と表記させていただいた、制度改正以降の赤字補填目的の歳入が制限されたこともあり、その解消を求められていること、さらに目的の明確化を行う必要性から、特定健診など保健事業に充てる財源として保健事業分として計上いたしました。

この繰入金については、制度改正以降明確化され、医療福祉費波及分同様、赤字補填以外の繰入金として分類されるものになります。

続きまして、その次に計上する2項1目支払準備基金繰入金2500万円になります。

税率改正による激変緩和として、歳入を補填する目的で基金の取崩しを行うものです。

以上が歳入予算の説明になります。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

国民健康保険特別会計の歳出予算の事項別明細は151ページからになります。

151ページは総務費、一般管理費です。職員人件費及び事務費の計上になります。

続きまして、152ページをご覧ください。

2款保険給付費になりますが、款全体で28億2255万1000円、前年度対比で3467万3000円の減額になります。

減額となった理由については、積算は受診控えとなった令和2年度の実績を除く過去4か年、平成28年から令和元年の1人当たりの医療費の平均を根拠として計上しました。被保険者数の減少によるものが大きく影響されております。

続きまして、154ページをご覧ください。中央よりやや下になります。

3款国民健康保険事業納付金になります。これは都道府県化の制度改正以降、県に納める納付金を計上しております。

毎年、県が翌年度の県内市町村の医療費を見込み、保険者負担分を推計し、標準保険料率と併せて市町村に示すものになります。

令和4年度の事業費納付金については、令和4年1月13日に本算定結果の概要が示されました。前年度と比較し、6235万5000円の増額になっております。

増額となった理由については、県全体には被保険者数は減っているものの、前期高齢者の割合が減少傾向にあり前期高齢者納付金が減ったこと及び1人当たりの保険給付費が1.35%伸びていることが挙げられます。

また、マイナス要因としては、県の令和2年度収支において、コロナ禍における受診控えから約167億円の決算余剰金が発生したことにより、このうち60億円を令和4年、令和5年の事業費納付金の負担軽減精算金として活用されるとされたことです。この決算余剰金の当市の影響額は、4501万1877円が減額要因として考慮されております。そのほか市固有の理由として、増額要因となりますが、制度改正に伴う激変緩和の影響が挙げられます。前年度措置額3712万6434円が、令和4年度は措置額が1971万3507円に減ったことで、差額1741万2927円が増額となっております。

続きまして、予算書156ページをご覧ください。

6款2項1目保健衛生普及費についてです。説明欄に計上する節12医療費適正化通知業務委託ですが、前年度と比較し691万9000円増額しております。

例年行っているジェネリック差額通知や多剤多重分析のほか、新たな委託の取組として糖尿病性腎症重症化予防対策の充実化を図り、被保険者の保健意識の高揚と医療費の適正化を推進する内容となっております。

以上が歳出予算の説明になります。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

早口ということじゃないんだけど、何か数字がどんどん出ていて、この予算書とどういうふうにかみ合っているかというのが分からないんだよね。だから、そういう形だと、今回大きく制度が改正になるから、明日だよ、そのときにその内訳も出しておいてくれませんか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

可能な範囲で早急に取り組みさせていただきます。

○櫻井繁行委員長

それでは、明日というか、議案第6号もありますけれども、そのときに同じように資料提出ということで、課長、お願いいたします。

そのほか、いかがですか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第15号 令和4年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

市民部国保年金課から特に補足説明等はございませんか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

議案第15号 令和4年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算について説明をさせていただきます。

予算書は161ページからになります。

予算総額としまして、歳入歳出総額をそれぞれ9億6100万円、前年度対比で5780万円の増額となっております。

166ページ、歳入から説明させていただきます。

1款1項後期高齢者医療保険料4億2367万3000円、前年度対比で2706万2000円の増額になります。

増額の理由としましては、被保険者数の増加によるものです。

後期高齢者保険料率については、後期高齢者医療広域連合が条例により法に定める、おおむね2年を通じ財政均衡を保つことができるように見直しを行っており、令和4年度はこれに当たります。被保険者数の増加及び1人当たりの医療費の伸びが見込まれることから、保険給付は増額傾向にあります。令和2年度の余剰金を活用することで上昇を抑えることができると判断されたことから、保険料率は据置きとされたところです。

次に、3款1項一般会計繰入金5億3632万4000円、前年度対比で3073万8000円の増額になります。

増額の理由としましては、被保険者数の増加により、特に医療費公費繰入金の前年度対比で5.9%の伸びで広域連合が試算した結果になります。

以上が歳入の説明になります。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

予算書167ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目一般管理費に計上します節11通信運搬費になりますが、512万円、前年度対比で231万8000円、82.8%増額となっております。

本年度6月に全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法の一部を改正する法律が可決するに至り、団塊の世代が75歳以上の高齢者となり、現役世代の負担が大きく上昇することが想定されることから、令和4年10月より一定所得以上の方について窓口負担2割を求めることになりました。このことから被保険者証の切替えが必要となり、7月と9月の2回分の被保険者証の郵送費を計上しているところです。

2 款 1 項 1 目後期高齢者広域連合納付金については9億5261万6000円、前年度対比で5535万2000円の増額となります。

増額の理由としましては、被保険者数の増に伴う保険料収入及び医療費給付費負担金が増えたことによるものです。

以上が歳出の説明になります。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

被保険者が増えた、増えたと言うけれども、2年ごとにこの保険料なんかを決めるんじゃないかっけ。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

茨城県の後期広域連合で2年に一度見直しを実施するというので、令和4年度についてはこの該当年度に当たります。

○佐藤文雄委員

令和4年に保険料の見直しがあるということですか。それは保険料は据え置くということですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

令和4年度は本来見直しをする時期だったのですが、基金等の余剰金があることから、この上昇は抑えることができると広域連合のほうで判断したため、保険料率は据置きとなっております。

○佐藤文雄委員

保険料が上がったのは令和2年度ですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

令和2年度に一度改正をいたしております。

○佐藤文雄委員

令和2年度に上がったんで急激に保険料が上がったと。令和3年度はそのまま大体同じぐらいの規模であるということで、令和4年度に新たに、これは2年ごとだから、保険料を上げるかどうかの調整をしたと、令和3年度にね。それで、広域連合では、今回はいろいろな基金なんかの積立でもあって上げないことにしたということの理解でいいんですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

委員のおっしゃるとおりです。

○佐藤文雄委員

それから、高齢者で75歳以上の方の所得が一定所得以上だと窓口が2割になるよと。その2割をやるために、その手続というか、保険証だとか、いろんな連絡だとかということで、郵送料が大幅に増えたというふうな理解でよろしいですね。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

委員のおっしゃるとおりでございます。

○佐藤文雄委員

それで、これ、かなり今回であっても保険料が、保険の収入のほうが増えたと。6.8%ぐらい増えてますね、後期高齢の保険料が。これは去年の予算と比べて今年の予算の人口が増えたというふうに言ったと思うんですが、どのぐらいになったんですか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 5時16分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 5時16分]

○国保年金課長（豊崎良憲君）

申し訳ございません。

ただいま手持ち資料がございませんので、後でその人数を報告させていただきます。

○佐藤文雄委員

人数が増えた、人数が増えたと、そこを強調するから、令和3年度の予算と令和4年度の予算の根拠づけとして人数が増えているということであれば、単純に保険料も変わらないわけでしょう。保険料が変わらないということは、人数が増えた分の6.8%というと、6.8%ぐらい人数が増えたというふうに考えてもいいんじゃないかなと思うんですが、分かりませんか。これ、議案質疑じゃなくて、採決するんだよ。

○櫻井繁行委員長

佐藤委員おっしゃるように、これは今回議案第15号、採決まで課長、持っていきたいんですよ。資料は後ほど提出しますと言われましても、ここで採決する判断が皆さん、委員できないと思いますので、どういったふうにするのか、よくお考えください。

暫時休憩いたします。 [午後 5時18分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 5時18分]

○国保年金課長（豊崎良憲君）

令和3年度の被保険者数が本算定時で6,153人、令和4年度の予算に基づく被保険者数の積算なんです。こちらについては広域連合における試算過程になりますので、その積み上げは私どもでは分からない状況です。

○佐藤文雄委員

分からなかったら人数が増えたと言うなよ。人数が増えたんで、この分が保険料が増えましたと言ったんだよ。広域連合の試算に基づきますから人数は分かりませんか、答えにならないでしょう。じゃ、前回は広域連合が出した人数でやったんですね。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

保険料の基礎となる数字につきましては、広域連合が試算した数字を計上しております。

○佐藤文雄委員

だから、今言ったじゃないですか。人数が増えた、人数が増えたと言ったから、令和3年度の予算のときも保険料の算定は広域連合がやったんで人数は分からないと。令和4年度も人数は分からないと。ただ、令和3年度と令和2年度の人数のことから考えると、例えばどのぐらい増えたんですか。だって、6.8%も増えているんですよ、保険料が。令和3年度と令和4年度と比較して。6.8%も増えないよね、人数は。ということは、広域連合がでたらめだということかな。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

一般的に来年度は団塊の世代が75歳に到達する年度になりますので、一定数の上昇は十分に考えられます。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 5時21分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 5時23分]

○国保年金課長（豊崎良憲君）

来年度の被保険者見込みは6,545人程度と考えられます。

○佐藤文雄委員

そうすると、何%ですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

6.38%です。

○佐藤文雄委員

最初の計算、電卓でやるしかないな。何人と言ったっけ。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

令和3年度の被保険者数が6,153人ですので、それに6.38%を加算し、6,545人となります。

○佐藤文雄委員

実際に何人になるかは後で出しておいてくださいね。

それで、一定の所得の人が10月から2倍になると、窓口が。これ、一定の所得というのは幾らですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

単独世帯の場合は、年金収入とその他の合計所得額が200万円以上、2人以上の場合は320万円以上になります。

こちらも広域連合の試算ではございますが、11月30日現在で2割になる方が1,168名となっております。

○佐藤文雄委員

1,168名というのは、かすみがうらで1,168名ですか。広域連合で試算したというのは、茨城県全体じゃないよね。これ、かすみがうら市で1,168名が2倍になると。単独の年金で200万、2人で合わせて合算で320万円以上の人は、かすみがうらで1,168名だということですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

ただいまの数字はかすみがうら市の被保険者数になります。

○佐藤文雄委員

ですから、茨城県全体では何人だったんですか。茨城県、分かりませんか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

そちらにつきましては現在分かりかねます。

○佐藤文雄委員

県の広域連合のほうから来るわけだから、その部分は理解しておいたほうがいいと思います。いずれにしても1,168名ね。

それと、資格証明書は発行していないと思いますが、短期被保険者証、発行していますよね。何人ですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

令和3年度で、8月1日時点で41名です。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

そのほかございますか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

○佐藤文雄委員

もともと私は後期高齢者医療制度そのものはなくすべきだというふうに思っているんですね。特に75歳以上になったらみんなほかの保険から追い出されちゃって、後期高齢者だけに集約される。そののかかった医療費は保険をその分だけ10分の1ですか、負担するというふうな仕組みになっているから大変なんですよ。

今、一定の所得の人が10月から、単独で200万円、2人だと320万円という収入があれば2倍になりますよという改悪をしちゃうわけですよ。かすみがうらでは1,168名だということですから、もう大変なことになるんじゃないかなと思うんですね。いずれにしても、この制度そのものはなくすべきだというふうに私は思います。

短期保険証も41名で増えているんですよ、前年度よりも。そういう意味では、短期保険証はできる限り発行しないというふうにしたほうがいいと思います。

以上で私の反対です。

○櫻井繁行委員長

そのほかに討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

本案は異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○櫻井繁行委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第9号 令和3年度かすみがうら市一般会計補正予算（第11号）のうち、消防本部所管の

歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

消防本部消防総務課から特に補足説明等はございませんか。

○消防総務課長（島田 繁君）

それでは、議案第9号 令和3年度かすみがうら市一般会計補正予算（第11号）に係る消防本部所管分についてご説明させていただきます。

概要書22ページ、議案集58ページをお願いします。

初めに、歳入補正の21款諸収入、5項雑入、7目雑入でございます。

内容としましては、消防団員退職報償金で、当初退団者40名で計上しておりましたが、本年度につきましては24名であったため、755万円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、概要書につきましては35ページ、議案集の67ページをお願いいたします。

歳出補正での9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、ナンバー61常備消防事業278万8000円の減額をお願いするものです。

主な内容としましては、18節負担金、補助及び交付金でございます。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う事業中止によります職員研修負担金で50万円及び茨城消防救急無線指令センター運営協議会負担金で、茨城消防指令センター支援事業費補助金として茨城県から1億円の財政支援を受けまして、負担金の一部としたことから228万8000円が減額となり、合わせて278万8000円となったものです。

続きまして、その下、2目非常備消防費、ナンバー62消防団運営事業864万8000円の減額をお願いするものでございます。

内容としましては、1節報酬51万3000円で、当初550名分を計上しておりましたが、団員数531名と確定したものである減額及び7節報償費で消防団員退職報償金として、退団者、当初40名で計上しておりましたが、退団者24名分の支給額が決定しましたことから、755万円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、その下、2目非常備消防費、ナンバー63消防団運営事業（政策）、18節負担金、補助及び交付金でございます。

議案集の68ページをお願いいたします。

減額分としましては、茨城県消防ポンプ操法競技大会県南北部地区大会に出場する分団への補助金で、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりまして、事業の中止に伴う70万円の減額をお願いするものでございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、消防総務課に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第13号 令和4年度かすみがうら市一般会計予算のうち、消防本部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

消防本部消防総務課から特に補足説明等はございませんか。

○消防総務課長（島田 繁君）

それでは、議案第13号 令和4年度かすみがうら市一般会計予算に係る消防本部所管分についてご説

明させていただきます。

初めに、歳入についてご説明いたします。

予算書17ページをお願いいたします。

14款使用料及び手数料、2項手数料、6目消防手数料、1節危険物等手数料でございます。

内容につきましては、危険物施設の許認可に係ります申請手数料63万円でございます。

続きまして、予算書の19ページをお願いいたします。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、6目消防費国庫補助金、1節消防費補助金2935万1000円でございます。

内容につきましては、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金を活用しまして、西消防署に配備しております化学消防自動車1台を更新整備するものでございます。

続きまして、予算書26ページをお願いいたします。

21款諸収入、4項受託事業収入、3目消防費受託事業収入、1節常磐道救急業務受託事業収入432万3000円でございます。

内容につきましては、常磐道救急業務受託事業支弁金で高速道路の救急業務を行うに当たり、救急隊1隊を維持するための経費支弁金でございます。

続きまして、予算書27ページをお願いいたします。

21款諸収入、5項雑入、7目雑入、1節雑入でございます。上から10件目になります自治総合センターコミュニティ助成金350万円のうち100万円分でございます。

内容につきましては、地域防災組織育成助成事業の中の防火クラブ育成事業としまして、訓練で使用する人形及び資機材を整備するものでございます。

続きまして、予算書同ページ、説明欄で上から14件目になります。消防団員退職報償金1500万円でございます。

これは消防団員として5年以上活動し退団された場合に支給されます。

歳入については以上となります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

事業概要説明書76ページをお願いいたします。

常備消防に要する経費、令和4年度予算額6028万5000円、前年度比較で906万9000円の減となります。

主な減額の理由としましては、18節負担金、補助及び交付金で、高機能消防指令センター指令システム機能強化事業負担金の契約内容による減でございます。

事業概要説明書にはございませんが、予算書の103ページをお願いいたします。

常備消防に要する経費の17節消防用備品477万6000円で、こちらは防火衣一式、防火衣上下、防火帽の更新による皆増となります。

更新につきましては、ガイドラインに沿った仕様とするものです。墜落制止用器具の装着の変更、また現防火衣の更新終了から10年以上経過するものがありますことから、令和4年から令和8年の5年間で計画的に更新するものでございます。

また、2つ下、少年消防クラブ育成事業用備品104万7000円でございます。

先ほど歳入の説明の中の自治総合センターコミュニティ助成金の部分となります。助成額の上限額は100万円となります。

続きまして、事業概要説明書77ページをお願いいたします。

消防団運営に要する経費につきましては、前年度とほぼ変更がないことから説明を省略させていただ

きます。

続きまして、事業概要説明書78ページをお願いいたします。

消防車両整備に要する経費、令和4年度予算額8639万9000円、前年度比較で8429万9000円の増額となっております。

主な増額の理由としましては、平成9年に西消防署に配備しております化学消防自動車1台の整備更新計画で、予算額7967万9000円となります。先ほどの歳入説明の中の防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金の部分になります。補助基準額4402万7000円、採用基準額は補助基準額の3分の2で2935万1000円となります。

化学消防自動車につきましては、消防力の整備指針の第10条の規定によりまして、危険物の製造所等の火災鎮圧のため化学消防自動車を配備するものとなっております。本市は製造所等の数、規模、酒類等を勘案した台数で1台となっております。市全域の危険物火災や車両火災に対応してまいります。

本市の危険物第4類引火性液体、ガソリン、灯油、軽油、重油を扱う施設は213施設あります。このような施設での有効な消火方法は、泡、二酸化炭素、ハロゲン化物、粉末、霧状の消火液等での消火になります。泡消火ができる化学消防自動車は有効な装備となります。また、自衛噴霧システムや放水銃を装備しており、これにより危険物火災時に自衛噴霧を活用し、火点まで直近でき、放水銃にて長距離放水が可能となります。

続きまして、消防水利整備に要する経費につきまして、令和4年度予算額1752万6000円、前年度比較11万9000円の減額となっております。

事業概要説明書には記載がございませんが、予算書の105ページをお願いいたします。

14節工事請負費、消火栓新設工事におきましては、市上下水道課へ受託事業による工事内容に変動があることから、予算額746万円、前年度比較で386万3000円の増額で、新設消火栓を5基、防火水槽設置工事につきましては、設置場所の消防団詰所の敷地内の造成が発生するため、予算額700万円、前年度比較400万円の減としまして、新設防火水槽を1基、合わせて6基の整備計画といたしました。

続きまして、消防施設整備に要する経費、令和4年度予算額1345万5000円、前年度比較で312万8000円の減額となっております。

主な減額の理由としましては、17節備品購入費522万5000円で、風水害に対応するための備品購入、総務省消防庁の消防団施設整備補助と消防団の育成と災害対応能力の充実強化のために備品整備の自治総合センターコミュニティ助成事業の終了に伴い、歳入歳出とも皆減でございます。

予算書の105ページをお願いいたします。

14節工事請負費、西消防署シャワー室除染室整備工事につきましては、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い感染防止対策を講じるため、西消防署2階のトイレ部分を改修し、救急業務に従事した職員が帰署後、除染を目的にシャワーを整備するものでございます。予算額225万5000円を計上しております。

詰所整備工事、消防団詰所改修工事7-2につきましては、坂地内の詰所の老朽により雨漏りが発生しております。改修工事をするもので396万円。

さらに、消防団詰所防犯カメラ設置につきましては、市内の消火栓ホース格納庫内の備品が盗難被害に多数遭ったことにより、消防団詰所においても近年高額な資機材が配備されていることから、犯罪の未然防止や監視を目的としまして、令和3年度から令和5年度の3年間で消防団全詰所に防犯カメラの設置の計画をいたしました。令和4年度は7か所の設置計画で110万円、合わせて506万円の予算を計上させていただきました。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、消防総務課に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

本日の委員会につきましては、冒頭申し上げましたが、議案第6号、国保年金課が後日ということで残っておるんですが、これは明日ということにさせていただいて、本日この程度をもちまして終了したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定をいたしました。

それでは、これをもちまして本日の委員会を散会いたします。

なお、次回の委員会については3月11日午後1時30分より議場で引き続き審査を行います。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

散 会 午後 5時46分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和4年第1回定例会議案審査特別委員会

委員長 櫻井繁行